

平成20年度新行財政改革実行プラン実施状況報告書

(平成21年度までの実施目標に対する進捗度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの)
 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの)
 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

方針	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成20年度までの実施内容	進捗状況		平成21年度の課題と実施予定(解決策)
						17	18	19	20	21		21年度までの実施目標に対する進捗度	今後の対応	
1	1	自治基本条例(注1)の制定	企画財政部 企画政策課	自治の基本原則や行政の基本ルールなどを定めた自治基本条例を制定し、市民が市政に参加する機会などを条例化により保障します。	市民・議会・行政の役割や責務が明確になり、市民参画や協働の仕組みが整えられ、市政に参画できる機会が保証されることにより、協働による自治運営が更に促進される。	検討	検討	検討	実施(策定)	実施	(平成17年度) 市民協議会を発足し、市民が市政に参加する手法等についての勉強会を実施。 (平成18年度) 部会活動の開始(PI企画部会、原案部会、広報部会、ニュース部会)全体会、運営委員会を開催し、条例原案づくりのためのPI(対話集会)を継続して実施。 (平成19年度) PI(対話集会)を継続して実施し、条例原案を取りまとめる。 条例原案が市に提出され、市民協議会と市との間で策定調整会議を開催し内容の調整を行う。 (平成20年度) 7回にわたる策定調整会議の議論の末まとまった調整案について法規審査を行いつつ、議会からの意見とパブリックコメントによる市民意見を踏まえ、平成21年3月議会に議案上程し、原案どおり議決された。	100%	実効性の確保	(課題) 条例をただ単に見守っているだけでは、自治は推進しない。条例の趣旨を自治に関わる市民、市及び議会が理解し、趣旨に沿った行動が不可欠。 条例のPRが重要な課題である。 (平成21年度実施予定) 職員研修会の実施(5月21日、26日実施。435名参加)。市民等へのPRのため、パンフレットの配布、市民フォーラムの開催(7月18日)自治基本条例策定後の進行管理をするため、年次計画の作成に着手する。
1	2	パブリックコメント制度(注2)の導入	企画財政部 企画政策課	市民生活に大きな影響のある計画や制度の策定などを対象に市民から意見を求め施策を決定するパブリックコメント制度を導入し、政策立案に市民の意見を反映させます。	市の政策等に対して、市民の意見を反映させる機会を保障することにより、市民と行政との協働によるまちづくりが推進できる。	検討	実施(導入)	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	(平成17年度) パブリックコメント制度導入のための情報を収集、検討を行った。 (平成18年度) 庁内説明会を実施し、パブリックコメント手続実施要綱を制定した。 (平成19年度) パブリックコメント手続実施要綱に則り、各課で対象施策等について随時実施。10件実施 (平成20年度) パブリックコメント手続実施要綱に則り、各課で対象施策等について随時実施。6件実施した。	100%	引き続き推進	(課題) パブリックコメントに付する項目を市民視点で再検討して必要に応じて要綱を見直す。また、多くの市民から意見が提出されるよう周知方法などを、引き続き工夫する必要がある。 (平成21年度実施予定) パブリックコメント募集の方法を引き続き検討する。翌年度実施予定のパブリックコメントについては、庁内調整の上公表する。
1	3	審議会等公募枠の拡大	企画財政部 行政改革推進課	各審議会等の公募委員枠の拡大について検討し、審議会等の活性化と市民参画を推進します。	各審議会等の公募委員枠を拡大することにより、審議会等を活性化させるとともに市民参加を推進できる。	検討 実施	実施 (拡充)	実施 (拡充)	実施 (拡充)	実施 (拡充)	(平成17年度) ・水防協議会を防災会議に統合し、石けん利用推進対策審議会、交通新線推進対策懇話会を廃止した。公募委員の委嘱誓えに伴い、コミュニティ審議会、廃棄物対策審議会、公民館運営審議会について公募委員を採用した。 (平成18年度) ・全課に対し、行財政改革実施本部長より、積極的に公募委員の採用を行うことや法令に抵触しない範囲で、公募委員枠を設けるよう条例の改正を検討することについて、通知により要請した。「流山市男女共同参画審議会」、「流山市下水道事業運営審議会」、「社会教育委員会」が公募で委員、欠員の採用を実施した。 (平成19年度) ・「流山市補助金等審議会」、「流山市コミュニティ審議会」、「国民健康保険運営協議会」、「流山市福祉施策審議会」、「流山市環境審議会」、「流山市廃棄物対策審議会」、「流山市図書館協議会」、「流山市博物館協議会」の8審議会での公募委員の採用を実施した。 (平成20年度) 新たに発足した「政治倫理審査会」において公募委員の採用を実施した。 委嘱期間満了に伴う委員の改選をおこなった「総合計画審議会」、「男女共同参画審議会」、「行財政改革審議会」、「水道事業運営審議会」において、引き続き公募委員の採用を実施した。	75%	引き続き推進	(課題) ・法令等によって公募が制限されているものもあるため、また審議会の内容により個人情報の保護や医療・福祉・保健等に関する専門性が必要とされるもの、委員の構成区分が決定されているものがあるため、全ての機関を公募とすることはできないが、市民との協働の観点から今後も積極的に推進し、市民の目線を通しての審議の場とすることが課題である。 (平成21年度実施予定) ・審議会を主管している担当課等を対象として、公募の実施を要請する。 ・特に委員の選任・改正を予定している付属機関は積極的に公募委員の採用を要請する。
1	4	NPO(注3)等とのガイドラインの策定及び協働の促進 【関連5、6、7】	市民生活部 コミュニティ課	NPO等との協働の推進及びアウトソーシング(注4)など協働の推進にあたり、NPO等との協働についてのガイドラインを策定します。	市民・団体・事業者の役割分担・共同のルールが明確になり、協働まちづくりが推進できる。	検討 実施(策定)	実施 (充実)	実施 (充実)	実施 (充実)	実施 (充実)	(平成17年度) ・5月10日「ながれやま21パートナーシップ市民会議」から、提言書受理 ・ながれやまパートナーシップ検討委員会を設置し、ガイドライン及び指針の素案を作成し、8月に「市民と行政の協働まちづくりのための指針」を決定し、公表した。 (平成18年度) ・指針を尊重しながら、市民活動の拠点となる「市民活動推進センター」を開設、フォーラムの開催、市民活動団体公益事業補助金制度をスタートさせた。 (平成19年度) ・協働によるまちづくりの推進のため、フォーラムやイベント、市民活動パワーアップ講座の開催、意見交換会、職員研修会などを行った。 (平成20年度) 「市民活動推進センター」の業務を市民公益活動の促進を図ることを目的に市内のNPO法人に委託し、協働によるまちづくりフォーラム(9月28日 参加者160名、2月7日 参加者208名)や市民活動パワーアップ講座(11月15日、22日、29日、12月6日の4回)を開催し、意見交換会などを行った。	75%	引き続き推進	(課題) 市内NPO法人に「市民活動推進センター」の業務を委託したことから、協働による明確な役割分担の構築が必要である。 (平成21年度実施予定) ・団塊世代を含む個人層を対象に「人生講座」を実施(平成21年9月予定) ・協働まちづくりフォーラムの実施(平成22年2月予定) ・市民活動センターのサービスの向上と運営管理・企画の充実を図る。

1	5	市民活動の支援 【関連4、6、7】	市民生活部 コミュニティ課	市民活動推進センターを拠点として、活動団体のネットワーク機能や情報発信、更には活動促進の研修を通じて市民活動を支援します。	様々な側面から市民活動を支援することにより市民公益活動の推進が期待できる。	検討	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	(平成17年度) ・「ながれやま21パートナーシップ市民会議」から、提言書受理 ・「市民と行政の協働まちづくりのための指針」を決定し、公表 (平成18年度) ・「市民活動推進センター」を開設し、市民活動登録団体75、センター利用団体延べ822団体、利用者延べ8,098人の利用に供した。 ・フォーラムの開催、市民活動団体公益事業補助金制度をスタート (平成19年度) ・協働によるまちづくりの推進のため、フォーラムやイベント、市民活動パワーアップ講座の開催、意見交換会、職員研修会などを行った。 (平成20年度) 市民活動の充実を図るため、フォーラムやイベント、市民活動パワーアップ講座の開催、意見交換会などを行った。また、センター機能の充実を図るため、企画会議、運営会議を開催した。	75%	引き続き推進	(課題) 職員の協働意識への向上を図るための情報提供が必要である。 (平成21年度実施予定) ・市民活動パワーアップ講座の開催、意見交換会の実施 ・市民活動団体と職員の協働への意識向上を図るための「研修会」の実施 ・市民活動団体の活動PRを図るため市役所市民ギャラリーでのパネル展示の開催
1	6	市民公益活動支援制度の導入 【関連4、5、7】	市民生活部 コミュニティ課	新たに公益的な市民活動を助成するため、支援制度を創設し、市民と行政との協働を推進します。	市民の先駆性や創造性などの創意工夫が活かされた市民公益活動を推進できる。	検討	実施(開始)	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	(平成18年度) ・協働まちづくりの実現に向けて、公共の一翼を担う市民提案型の公益事業に対し助成する「流山市民活動団体公益事業補助金事業」をスタートさせた。応募15事業に対し、公開による審査を行い、10事業を認定し、補助金を交付した。 (平成19年度) ・8事業の応募に対し、公開による審査の結果、8事業を認定、補助金を交付した。 (平成20年度) ・12事業の応募に対し、公開による審査の結果、12事業を認定、補助金を交付した。	75%	引き続き推進	(課題) 申請者からは補助金(申請・中間報告・実績報告)の簡素化の要望があるが、補助金の適正な執行を図り、報告を含めた補助金事務の流れをいかに簡素化していくか、また本補助金の周知が課題である。 (平成21年度実施予定) ・引き続き、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、NPO等の協働を進め、補助金交付事業を実施する。 ・流山市民活動団体公益事業補助金事業のPRに努め、利用の促進を図る。 ・市民等を市民活動に誘導するため、補助金事業のPRに努める。
1	7	市民ボランティアとの連携 【関連4、5、6】	市民生活部 コミュニティ課	市民ボランティアとの連携することにより、幅広い市民活動が展開できる。	市民ボランティアと連携することにより、協働のまちづくりを推進できる。	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	(17年度)(18年度)(19年度) ・市民ボランティアと各種の市民活動団体が連携することにより、市民活動の推進が図れることから、市のホームページで紹介し、ボランティアへの参加について情報の提供に努めた。(市民活動推進センター登録数96団体、ホームページに登録している市民活動団体約400、社会福祉協議会に登録しているボランティア団体67、個人763人) (平成20年度) 新たに設立・登録されたボランティア団体は9団体(会員減少などにより解散した団体は3団体)で増加傾向にある。また、市民活動への参加を促すため、社会福祉協議会が継続的に実施しているボランティア養成講座(年4回開催・参加者延56名)や市が行う協働まちづくりフォーラム(年2回開催・参加者延368名)を開催した。	75%	引き続き推進	(課題) ・ボランティア制度については、登録や派遣等、社会福祉協議会が行っており、市民活動推進センターは、市民活動団体の登録であり、個人のボランティアについては関わっていないため、今後個人ボランティアの活用が課題である。 (平成21年度実施予定) ・引き続き、指導課、社会福祉協議会等との情報交換を密にしていきたい。
1	8	タウンミーティングの拡充	企画財政部 秘書広報課	市民との対話・意見交換を通じて、お互いに理解を深め、その成果を市政に反映させるため、タウンミーティングの拡充について検討し、実施します。	市政に対する理解と信頼を深めるとともに市民の声を市政に反映することができる。	検討 実施	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	(平成17年度) ・フリー方式及び地区テーマを絞ったタウンミーティングを市内14会場で実施し、次年度予算や今後の施策展開などに反映することができた。 (平成18年度) ・フリー方式及び地区テーマを絞ったタウンミーティングを市内17会場で実施し、次年度予算や今後の施策展開などに反映することができた。 (平成19年度) ・市内7会場でパワーポイントを使用したフリー方式のタウンミーティングを実施するとともに、地区テーマを絞ったタウンミーティングを2会場で実施し、次年度予算や今後の施策展開などに反映することができた。 (平成20年度) ・市内9会場でフリー方式のタウンミーティングを実施するとともに、地区テーマを絞ったタウンミーティングを3会場で実施し、次年度予算や今後の施策展開などに反映することができた。	75%	引き続き推進	(課題) ・参加者が固定化し同一意見が多くなっていることから、新たな参加者を集める工夫が必要。 (平成21年度実施予定) ・年度当初に行うタウンミーティングは市内4地区で行い、市長から施政方針や実施計画等の説明を詳しく行うほか、ビジュアル・メディアを活用し、より効果的な企画内容とする。
1	9	外部評価制度の実施(行政評価システムの充実)	企画財政部 行政改革推進課	新たなマネジメントツールとして構築を進めている行政評価(注5)制度をより開かれたシステムとするため、外部評価制度について検討し、実施します。	行政評価は行政内部で行っていることから、外部評価を実施することにより、透明性・信頼性が向上でき市民にとって、より開かれた制度として充実が図れる。	検討	実施(外部評価)	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	(平成17年度) ・外部評価の対象及び手法について検討した。 (平成18年度) ・総合計画の重点10施策を対象に行財政改革審議会による外部評価を実施した。外部評価の意見として提出された答申書の結果を、最終的な評価結果に反映させた。 (平成19年度) ・総合計画の重点10施策と新たに抽出した5施策を対象に行財政改革審議会による外部評価を実施した。外部評価の意見として提出された答申書の結果を、最終的な評価結果に反映させた。 (平成20年度) ・総合計画の重点10施策を対象に行財政改革審議会による外部評価を実施した。審議を進めるにあたっては、十分な審議時間を確保するために部会方式を導入した。外部評価の意見として提出された答申書の結果を、最終的な評価結果に反映させた。	100%	達成	(課題) 外部評価制度については、平成18年度から実施しているが、実行プランの進捗状況についての審議も同時に行う必要があることから、審議会委員から「審議時間に余裕がない」といった意見をいただいている。 このため、対象施策の絞込みと十分な審議時間の確保が課題である。 (平成21年度実施予定) 外部評価の対象施策及び数については、行財政改革審議会の開催予定数を精査し、十分な審議が行える範囲内で実施する。

1	10	議会や審議会等傍聴等制度の充実	企画財政部 行政改革推進課	議会や審議会等の情報等傍聴制度の充実を図るとともに、広報紙やホームページ等を活用し、迅速で積極的な情報公開に努めます。	審議会の公開や会議録を公表することにより、最新の行政情報が提供できる。	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	(平成17年度) ・45機関中、34機関で審議会を開催(未開催の機関は法令等により必要が生じた場合にだけ審議を行うもの)。うち会議を公開した審議会は23機関。未公開としている11機関の理由は、全て個人情報の保護等によるもの。 ・公開している23機関のうち、会議録を公開している審議会は21機関、2機関については未作成によるもの(未作成の機関は早期に作成し公開する旨を行革実施本部から指示)。 (平成18年度) ・「審議会等の会議の公開に関する指針」における会議録等の作成時期に関し、「速やかに」という表現を「原則として1か月以内に」と改正した。また、「審議会等の会議の公開に関する指針」を徹底するように各課に通知した。なお、会議録を公開していなかった21審議会等の内、個人情報等の規制がある審議会等を除き、原則、全てがホームページ等で公開した。(10審議会等) (平成19年度) ・44機関中、個人情報保護やプライバシーのために会議録を公開していないのは6機関のみであり、それ以外の機関は会議録を公表している。 (平成20年度) ・38機関中、個人情報保護やプライバシーのために会議録を公開していないのは8機関のみであり、それ以外の機関は会議録を公表している。 ・審議会等の会議録の1ヶ月以内公表について、関係各課に徹底するよう要請を行った。	75%	引き続き推進	(課題) ・会議録をはじめ行政情報については、引き続き、迅速かつ積極的に公開していく必要がある。 (平成21年度実施予定) ・「審議会等の会議の公開に関する指針」の徹底を関係各課に要請する。 ・各審議会の平成21年度の諮問予定についての一覧を市ホームページ上で公表を行う。
1	11	情報公開制度の見直し	総務部総務課	電子申請の受付に対応するよう情報公開制度を見直します。	情報公開制度の見直しを行うことにより、より適正な制度運営が可能となる。	検討	検討	検討	検討実施	実施	(平成17年度) ・情報公開開示請求の電子申請に対応するための文書管理システムの導入について情報収集及び検討を行った。 (平成18年度) ・国の検討会の報告を踏まえた、情報公開法の改正はされなかったが、引き続き電子申請に対する検討を行った。また、情報提供の促進を促し、情報公開コーナーの充実を図った。 (平成19年度) ・情報公開開示請求の電子申請による受付を平成20年から実施することとした。 なお、電子申請による開示請求の手続きについては、「流山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」(平成20年第1回定例会議案提出)の規定により運用されるため、流山市情報公開条例の一部改正は行わないものとなった。 (平成20年度) 電子申請による開示請求の手続きについて、「流山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の規定により情報公開開示請求の電子申請による受付を平成20年度から実施した。 情報の開示請求に当たり、ファイル基準表を公文書の目録として、電子化し公開した。	100%	引き続き推進	(課題) 公文書の目録を充実させるため、文書管理システム(電子決裁基盤を含めて)の導入について検討する必要がある。 (平成21年度実施予定) 導入に向けて、関係課と引き続き検討を行う。
2	12	分かりやすい財政情報の提供 【関連13、14、15】	企画財政部 財政課	市の「バランスシート(注6)」、「財政の現状と見通し」等の財政情報について、市民の理解と協力を得るため、広報紙やインターネットホームページなどで市民に分かりやすく情報提供します。特に、市民の目線に立って、図表や解説など、親しみやすい内容に心がけます。	広報紙やインターネットなどで市民に分かりやすい市政情報の提供に努めることにより、市政の透明性を高めていくことができる。	検討実施	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	(平成17年度) ・広報紙においては、限られた紙面ではあるが、図表を用い、市民の理解が得られるよう努め、また、市のホームページを通じ「バランスシート」、「財政の現状と見通し」等の財政情報について、予算、決算を含め、きめ細かく情報提供することができた。 (平成18年度) ・財政の現状と見通し等の財政情報について、広報紙やインターネットホームページなどで図表や解説を行い、市民に親しみやすい内容に心がけ情報提供した。 (平成19年度) ・財政の現状と見通し等の財政情報について、広報紙やインターネットホームページなどで図表や解説を行い、市民に親しみやすい内容に心がけ情報提供した。 (平成20年度) ・新たな財政健全化法による4指標から得られる情報を公表するに当たっては、導入年度であることを配慮し、各指標の説明に配慮した内容で公表した。 ・広報紙面作成をアウトソーシングしたこともあり、洗練された市民感覚を取り入れた内容とすることができ、これまで以上に分かりやすい記事に努めた。	75%	引き続き推進	(課題) ・平成21年末までに、財政白書を作成することとなっている。図表などを取り入れ、より理解しやすいものとするため、研究が必要となっている。 ・平成20年度決算を新たな会計制度(基準モデル)に基づく財務諸表を作成し、公表することになっている。導入年度であることを配慮し、各財務諸表の内容説明に当たっては、より分かり易い内容とする必要がある。 (平成21年度実施予定) ・財政白書や新たな会計制度(基準モデル)に基づく財務諸表を作成し、図表などを取り入れ、より理解しやすい内容で公表する。 ・他の財政情報の公表に当たっても、親しみのある洗練された市民感覚を取り入れた内容とし、これまで以上に分かりやすい記事に努める。 ・財政白書は、新公開制度による新たな財務諸表の内容も掲載するため、平成21年12月に公表する予定。
2	13	財政健全化に関する4つの指標(注7)の作成・開示 【関連12、14、15】	企画財政部 財政課	自治体財政健全化法に基づき財政の健全性に関する4指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)を作成し公表します。	4指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)を作成し公表することにより市政の透明性を高めていくことができる。	---	---	---	実施	実施	(平成20年度) ・新たな財政健全化法による4指標から得られる情報を広報、市ホームページで公表した。公表内容は、導入年度であることを配慮し、各指標の説明に配慮した内容に努めた。 ・平成19年度一般会計歳入歳出決算などにおける財政の健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに、収支額が黒字であり算定されなかった。実質公債費比率と将来負担比率にあっては早期健全化基準を相当程度下回っている。また、水道事業や下水道事業、土地区画整理事業の歳入歳出決算における資金不足比率は、資金の不足額が少なく算定されなかったことから、本市の財政の健全性は保たれていると判断される。	75%	引き続き推進	(課題) ・平成21年度は、2回目(2年度目)の公表となるので、平成20年度に公表した平成19年度の数値との比較なども考慮し、経年の比較も公表し、更に分かり易い内容にすることが求められている。 (平成21年度実施予定) ・公表時期は、他市(近隣市)との比較もできる内容とするため、11月を予定。 ・平成19年度の数値との比較なども考慮し、経年の比較も公表し、更に分かり易い内容にする。

2	14	行政コスト計算書(注8)の作成・開示	企画財政部 財政課	人件費や給付サービスなどのコストを明らかにするため、行政コスト計算書を作成し、開示します。	行政コスト計算書他を作成し、人件費や給付サービスなどのコストを明らかにすることにより、市政の透明性を高めていくことができる。	実施 (作成・開示)	実施 (作成・開示)	実施 (作成・開示)	---	---	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・決算統計データを基に、総務省方式の行政コスト計算書を作成し、本市のホームページに掲載した。	75%	引き続き 推進	(課題) ・導入年度であることを配慮し、各財務諸表の内容説明に当たっては、より分かり易い内容で公表する必要がある。
	財務4表(注9)の作成・開示 【関連12、13、15】		地方の公会計の新たな展開として、資産・債務の適切な管理、世代間の負担の衡平、決算情報の予算編成への活用等を推進するため、企業会計手法を活用した財務4表(貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書及び純資産変動計算書)を作成し開示します。			---	---	---	検討	実施 (作成・開示)	(平成20年度) ・平成20年度決算を新たな会計制度(基準モデル)に基づく財務諸表を作成し、公表する準備作業として、固定資産台帳作成整備及び平成20年4月1日現在の開始貸借対照表の作成作業を行った。 ・また、固定資産に関係する部門はもとより、全庁的な対応が必要であることから、全職員を対象に研修を行い、議会及び監査委員への説明(制度、進捗状況など)を実施した。 ・全庁職員及び議会への説明会を実施(2日間に5回実施、職員409名、議員24名、計433名参加)			(平成21年度実施予定) ・導入年度であることを配慮し、各財務諸表の内容説明に当たっては、より分かり易い内容で公表する。 ・平成21年12月に公表する予定
2	15	財務指標の改善 【関連12、13、14】	企画財政部 財政課	重点実施目標で示しているとおり、財政運営の改善・健全化に取り組み、経常収支比率、公債費負担比率などの抑制に努めます。公債費負担比率については15%未満に抑制するよう努めます。	経常収支比率、公債費負担比率などの各種財務指標の改善に努めることにより、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・経常経費の執行に当たって、見積書の徴収等により、競争原理が働くように工夫して経費の節減に努めたほか、予算の残額を極力残すよう指導すると共に、地方債発行の抑制と良質な地方債発行に努めた。 (平成18年度) ・経常経費の執行に当たって、見積書の徴収等により、競争原理が働くように工夫して経費の節減に努めたほか、予算の残額を極力残すよう指導すると共に、地方債発行の抑制と良質な地方債発行に努めた。 (平成19年度) ・経常経費を含め予算の執行に当たっては、契約案件にあっては、随意契約から競争入札 (平成20年度) ・経常経費の執行に当たって、3社以上からの見積書の徴収等により、競争原理が働くように工夫して経費の節減に努めたほか、予算の残額については、補正減することをはじめ、流用をせず極力残すよう指導すると共に、地方債発行の抑制と良質な地方債発行に努めた。 ・経常経費を含め予算の執行に当たっては、随意契約から競争入札とするように努めた。 ・人件費の削減のため、指定管理者制度や事業のアウトソーシングに努めた。	75%	引き続き 推進	(課題) ・人件費の削減に伴う賃金の増加が、避けて通れない課題となっている。 ・健全化判断比率などから得られる情報に配慮した財政運営が求められる。 (平成21年度実施予定) ・既存の財政指標の向上に加え、健全化判断比率から得られる情報に配慮した財政運営を行う。 ・正規職員の削減と臨時職員賃金などをトータルで考え、歳入の削減に努めていきたい。
2	16	受益者負担の見直し	企画財政部 企画政策課	施設利用料金等について適正化を図るため、受益者負担の観点から再検討し、必要な見直しを行ないます。	施設利用料金等について適正化を図るとともに、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・市内公共施設にアンケート箱を設置し、有料化等に関するアンケート調査を実施した。 (平成18年度) ・公共施設のアンケート調査の実施 有料化ガイドライン(案)を作成 (平成19年度) ・公共施設の使用料設定に当たっての基本方針(案)を作成し、パブリックコメントを実施。 ・基本方針に則り、各公共施設においても適正な料金設定を行い、平成20年10月の実施に向け準備を進めている。有料化ガイドラインの作成 (平成20年度) ・公共施設の使用料設定に当たっての基本方針に基き、平成20年10月、公共施設使用料適正化を行った。 ・文化会館の駐車場を有料化した。 ・平成20年10月の施設利用料金見直し実施のため、広報紙やホームページなどでPRした。	75%	引き続き 推進	(課題) ・福祉会館、会議室、その他の駐車場について、引き続き検討する必要がある。 (平成21年度実施予定) ・福祉会館、会議室、その他の駐車場について、引き続き検討する。 ・駐車場については、文化会館において先行して導入した結果を検証する。
2	17	企業誘致の促進	産業振興部 商工課	安定した歳入を確保するため、本市のもつ特色や有利性をアピールし、優良な企業の誘致に努めます。	企業誘致を促進することにより地域経済の活性化が図られる。また、安定した歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・流山市企業誘致市民サポーターを設置した結果、34件の企業情報が報告された。 ・流山市企業立地優遇措置検討委員会を設置し、企業立地を促進するための企業優遇措置について、検討した。 ・誘致した企業1社。 (平成18年度) ・流山市企業立地の促進に関する条例及び施行規則が施行された。 ・流山市企業誘致市民サポーターから30件の企業情報が報告された。 ・誘致した企業5社。 (平成19年度) ・18社と企業誘致に関する情報提供等を行った。 ・企業立地優遇措置制度に関する情報等を企業向け電子メールマガジンに掲載し、広域的なPRを行った。 (平成20年度) ・21社と企業誘致に関する情報提供等を行った。 ・企業立地優遇措置制度に関する情報等を市ホームページを通じて、広域的なPRを行った。 ・本市の財政状況を勘案し、より効果的な企業立地を図るべく、企業立地優遇措置制度の一部改正(大規模賃貸物流施設が設置され、一定の成果が上がったことから、流通業務施設を対象施設から除外)を行なった。(改正制度の施行は平成21年4月1日)	75%	引き続き 推進	(課題) ・企業誘致については、引き続き企業立地優遇措置制度による本市への立地の優位性の積極的な情報提供等に努めるとともに、本社機能並びに市民雇用が図られるよう、企業情報の収集と立地への働きかけを促進していく必要がある。 (平成21年度実施予定) ・企業立地優遇措置制度をはじめとする立地優位性等のPR及び企業情報の収集に努める。 ・区画整理施行者や市の区画整理担当課との連携により、市総合計画で中心核と位置付けられている流山おおたかの森駅前商業地域に、商業・業務系機能を誘導する仕組みを検討。

2	18	市税収納率の向上 【関連60】	総務部税制課	税の公平性を保つため、滞納対策を強化するとともに、あらゆる角度から対策の検討を行い、収納率の向上に努めます。	税の公平性を保つとともに歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) 文書催告を中心に自主納付体制の促進に努めた。 現年度分…督促状、催告書67,112通・繰越分…差押執行書等6,342通 情報収集と滞納処分の強化に努めた。 財産調査件数…3,057件・滞納処分件数…355件 収納率…現年度98.25%、繰越分21.00%、合計93.37% (平成18年度) 文書催告を中心に自主納付体制の促進に努めた。 現年度分…督促状、催告書69,639通・繰越分…差押執行書等7,268通 情報収集と滞納処分の強化に努めた。 財産調査件数…3,228件・滞納処分件数…275件 収納率…現年度98.28%、繰越分23.74%、合計94.09% (平成19年度) 文書催告を中心に自主納付体制の促進に努めた。 現年度分…督促状、催告書67,063通・繰越分…差押執行書等7,792通 情報収集と滞納処分の強化に努めた。 財産調査件数…5,399件・滞納処分件数…331件 収納率…現年度98.07%、繰越分22.97%、合計94.40% (平成20年度) 文書催告を中心に自主納付体制の促進に努めた。 現年度分…督促状、催告書66,879通・繰越分…差押警告書等8,374通 情報収集と滞納処分の強化に努めた。 財産調査件数…9,179件・滞納処分件数…248件 収納率…現年度97.93%、繰越分24.04%、合計94.45% (収入済額22,672,314千円÷調定額24,004,383千円) 現年度課税分の滞納に対して、電話催告を実施し徴収の強化に努めた。 実施期 平成21年2月…4日間 催告件数…484件	75%	引き続き推進	(課題) 22年度から開始される、コンビニ収納に係る納付書等の整備を行ない、納税者の利便性を向上させる。 (平成21年度実施予定) 滞納管理システムを有効利用し、臨戸調査及び電話催告を実施し、現年度滞納額を縮減する。
2	19	市営住宅使用料の徴収対策 【関連60】	都市計画部 建築住宅課	市営住宅使用料の滞納額については、計画的な徴収対策を講じるとともに、負担の公平性からも、市営住宅使用料の徴収率向上に努めます。	負担の公平性を保つとともに歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	---	---	---	検討 実施	実施	(平成20年度) 現年度滞納者には毎月中旬に督促・催告を行い、3か月以上滞納している入居者には、月1回以上、月末の夜間に臨戸訪問を実施し納付への理解と徴収に努めた。 過年度滞納分については、現年度同様夜間訪問を毎月実施すると共に電話等の催告も併せて行い予算額以上の収納実績を上げた。	75%	引き続き推進	(課題) 現年度の滞納繰越を発生させないように今まで以上の納付指導と徴収に努める。 悪質な滞納者に対して連帯保証人からの納付指導や法的措置も考えながら徴収努力を実施していくことが必要である。
2	20	保育所運営費負担金(保育料)の徴収対策 【関連60】	子ども家庭部 保育課	保育所運営費負担金の繰越滞納額については、計画的な徴収対策を講じるとともに、負担の公平性からも、保育所運営費負担金の徴収率向上に努めます。	負担の公平性を保つとともに歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	---	---	---	検討 実施	実施	(平成20年度) 保育料滞納世帯等について、保育所への児童の送迎時間を利用し、保護者と直接面接するなどして、未納保育料の納入促進に努めた。	50%		(課題) 経済情勢の回復が思わしくないことから、滞納世帯の増加は否めない。 (平成21年度実施予定) これまでの手法に加え、休日に個別訪問を実施するなど、一歩踏み込んだ対応策を講じる。
2	21	市有財産や市発行物等を活用した広告収入の確保	企画財政部 行政改革推進課、関係各課	流山おおたかの森駅自由通路などの市有財産や市の広報紙、発行物等への広告掲示による広告料収入確保の可能性について検証します。	安定した歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	---	---	---	検討	実施	(平成20年度) 平成21年4月1日施行に向けて、「流山市広告掲出要綱」を策定した。【マーケティング課】	50%	引き続き推進	(課題) ・広告料を設定するためのマーケティング調査が必要となる。 (平成21年度実施予定) ・おおたかの森自由通路の柱(8本)、ディスプレイボックス(4基)に屋外広告掲出を実施する。 ・平成22年4月1日からの本格稼働に向けて、広告代理店の選定等を行う。【マーケティング課】 ・庁舎入口マットを広告マットとするための要綱の策定を行う。【管財課】
2	22	収納機関の拡大の検証	企画財政部 行政改革推進課	市民の利便性向上のため、コンビニエンスストアなどの収納機関の拡大について、導入を前提として検証します。	市民の利便性向上と安定した歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	---	---	---	検討	検討 (22年度実施予定)	(平成17年度)(平成18年度) ・地方自治法施行令、国民健康保険法が、平成15年4月に改正され、市税、国民健康保険料、介護保険料等について、収納事務をコンビニエンスなどの収納機関に委託することができるように法の整備がされましたが、納税通知書の変更に伴うシステム変更に伴うコスト等を総合的に検討した結果、コンビニエンスストアにおける収納事務導入は見合わせることにした。 (平成19年度) ・コンビニ収納及びクレジットカード決済の早期導入を検討していく。時代の要請であり、費用対効果の面からも運営経費が低額になる (平成20年度) ・先進地の導入状況について視察や資料収集を行った。 ・平成22年度実施について庁議で確定した。 【実施項目】市県民税(普通徴収分)、固定資産税(土地・家屋・償却資産)、都市計画税(土地・家屋)、軽自動車税、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の各普通徴収分、保育料 ・平成22年度から27年度までの債務負担行為を行った。	50%	引き続き推進	(課題) ・コンビニ収納を平成22年度から開始するため、収納代行事業者を早期に選考し、基幹システムの構築に取り組むことが必要である。 (平成21年度実施予定) ・コンビニエンスストアからの収納金のとりまとめを行う収納代行事業者を総合評価一般競争入札にて選考する。 (7月) ・基幹システムの構築、納付書のフォームの変更を行う。

2	23	人件費の抑制 【関連23、51】	総務部人事課	国・県や近隣市の状況、給与体系や各種手当の適正化を図るとともに、アウトソーシングの推進や事務事業の見直しにより、定員の適正化を図ります。	給与体系や各種手当の適正化を図るとともに財政運営の改善・健全化を図ることができる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・住居手当、特殊勤務手当、調整手当の見直し 18年度から効果発生 18年度決算:住居手当 27,280千円特殊勤務手当 29,441千円調整手当 132,742千円 (平成18年度) ・給与構造改革に基づく給料表の改正 19年度から効果発生 19年度予算: 約60,000千円 (平成19年度) ・55歳昇給抑制及び退職時特別昇給制度の廃止 人件費総額 17年度決算10,154,661千円 18年度決算9,848,020千円 削減額 306,641千円(一般会計+特別会計) (平成20年度) 定員適正化計画に基づく採用抑制効果 削減人員 19人 効果額 348,221千円(一般会計+特別会計)	75%	引き続き推進	(平成21年度実施予定) 引き続き、新定員適正化計画及びアウトソーシング計画の進捗に合わせた人員削減を推進する。
2	24	公用自動車のリース化・小型化の推進	総務部管財課	公用自動車について経費の節減を図るため、リース化や小型化を更に進めます。	公用車両の一括管理やリース化及び小型化によって経費の節減が図れる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・老朽化や排ガス規制等により公用車を19台廃止し、新規に14台導入した。 ・新規導入車両14台のうち、リース車両を3台導入した。 ・新規導入車両14台のうち、軽自動車を4台導入した。 (平成18年度) ・老朽化や排ガス規制等により公用車を22台廃止し、新規に19台導入した。 ・新規導入車両19台のうち、リース車両を13台導入した。 ・新規導入車両19台のうち、軽自動車を8台導入した。 (平成19年度) ・老朽化や排ガス規制等により公用車を19台廃止し、新規に17台導入した。 ・新規導入車両17台のうち、リース車両を11台導入した。 ・新規導入車両17台のうち、軽自動車を8台導入した。 (平成20年度) ・老朽化や排ガス規制等により公用車を26台廃止し、新規に29台導入した。 ・新規導入車両29台のうち、リース車両を22台導入した。 ・新規導入車両29台のうち、軽自動車を20台導入した。	75%	引き続き推進	(課題) ・引き続き、公用車両のリース化や小型化を推進し、経費節減に努めていく必要がある。 (平成21年度実施予定) ・老朽化により公用車両を11台廃車し、新規に8台導入予定。 ・新規導入車両8台のうち、リース車両を8台導入予定。 ・新規導入車両8台のうち、軽自動車を8台導入予定。
2	25	物件費(注10)の抑制 【関連60】	企画財政部財政課	賃金・委託料をはじめとした物件費について経費の節減を図るため、全庁的な見直しを行い抑制を図ります。	物件費は、人件費の抑制に伴う賃金・委託料の増加等、今後の増加要因は多いが、地道な削減努力を続け、経常収支比率の抑制に結び付けたい。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・関係部局と連携し、委託事業の仕様書の見直し、臨時職員の適正配置や、予算編成において経常事業の事業評価を活用し、経常経費の枠配分方式により物件費抑制を図った。 (平成18年度) ・関係部局と連携し、委託事業の仕様書の見直し、臨時職員の適正配置や、予算編成において全ての事業の事業評価を活用し、政策経費、経常経費を枠配分方式により物件費抑制を図った。 (平成19年度) ・臨時職員の適正配置をはじめ、平成20年度予算編成においては、全事業の事業評価を活用し優先度評価を行い、政策経費、経常経費を枠配分方式(経常事業について、原則3%減額した額で枠配分した。)により物件費抑制を図った。 ・契約に当たっては委託事業の仕様書の見直しを図り、随意契約から競争入札への移行促進を図るため、予算編成段階から契約担当課との協議を必須のものとした。 (平成20年度) ・臨時職員の適正配置をはじめ、平成21年度予算編成においては、全事業の事業評価を活用し優先度評価を行い、政策経費、経常経費を枠配分方式(経常事業について、原則3%減額した額で枠配分した。)により物件費抑制を図った。 ・契約に当たっては委託事業の仕様書の見直しを図り、随意契約から競争入札への移行促進を図るため、予算編成段階から契約担当課との協議を必須のものとした。 ・既存の補助金すべて及び平成21年度新規創設補助金について、補助金等審議会の意見を求め、見直しを図った。	75%	引き続き推進	(課題) ・人件費の削減に伴う賃金などの増加は、避けて通れない課題となっている。 ・定員適正化計画による職員の削減に伴う臨時職員の配置に当たっては、臨時職員の事務内容を明らかにするとともに事務マニュアルの作成、事務量の把握等の条件を検討し、適正な臨時職員の配置に努める必要がある。この他、委託料等の契約案件は、随意契約から全件競争入札に移行するよう指導の強化を図る必要がある。 (平成21年度実施予定) ・定員適正化計画による職員の削減に伴う臨時職員の配置に当たっては、臨時職員の事務内容を明らかにするとともに事務マニュアルの作成、事務量の把握等の条件を検討し、適正な臨時職員の配置に努める。この他、委託料等の契約案件は、随意契約から全件競争入札に移行するよう指導の強化を図る。
2	26	公債費の抑制 地方債発行の抑制	企画財政部財政課	財政の硬直化を招かないようにするため、地方債については、つくばエクスプレス沿線整備事業以外の発行は厳選します。17年度からの5年間の地方債発行総額(一般会計)は、12年度から16年度までの総額の10%削減を目指します。	17年度からの5年間の地方債発行総額(一般会計)は、12年度から16年度までの総額の10%削減を目指し、経常収支比率や公債費比率・公債費負担比率の抑制に結び付けたい。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・新行財政改革実行プランでは、経常収支比率や公債費比率・公債費負担比率の抑制を図るため、平成17年度からの5年間の地方債発行総額(一般会計)は、12年度から16年度までの発行総額の10%削減を目標としていることから、地方債の発行にあたっては、地方交付税措置されるものを優先するほか、毎年度可能な限り、償還元金以内の地方債発行に努めた。 (平成20年度) ・地方債の発行にあたっては、地方交付税措置されるものを優先するほか、可能な限り、償還元金以内の地方債発行に努めた。(参考)平成20年度一般会計決算における償還元金:3,305,417,560円、借入額:2,507,800,000円	75%	引き続き推進	(課題) ・地方財政健全化法が成立し、財政健全化判断比率の公表が義務付けられたが、特別会計及び企業会計についても、慎重な判断を行う必要がある。 (平成21年度実施予定) ・地方財政健全化法が成立し、財政健全化判断比率の公表が義務付けられたが、一般会計だけでなく、特別会計及び企業会計等を含めた地方債発行限度額を検討する必要がある。
2	27	負担金・分担金の見直し	企画財政部財政課	各種団体や協議会等の負担金・分担金について経費の節減を図るため、全庁的に再点検し、最小限に抑制します。	各種団体や協議会等の理解のもとに負担金・分担金を抑制し、経常収支比率の抑制に結び付けたい。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・各種団体や協議会等の負担金・分担金については、減額及び廃止を含め内容の見直しと安易な負担の増加を招かないように配慮しつつ、協議会等の設立に対しても慎重な対応を図った。 (平成20年度) ・減額及び廃止を含め内容の見直しと安易な負担の増加を招かないよう予算の査定時において配慮しつつ、各協議会等の会議等においても提言するよう指導を図った。	75%	引き続き推進	(課題) ・各種団体や協議会等の負担金・分担金が適切に支出されているか判断するため、負担金等の内訳を求めると考えている。 (平成21年度実施予定) ・各種団体や協議会等の負担金・分担金が適切に支出されているか判断するため、平成22年度予算編成においては、決算書・予算書の作成している団体に対しては、決算書・予算書・負担金の内訳の添付を求めている。

2	28	補助金の見直し	企画財政部 財政課	団体運営補助金や市単 独助成補助金は、いったん 白紙に戻し、制度内容につ いては見直しを行います。 また、新規の補助金につ いては公募制を採用するな ど、公平で透明な交付に努 めます。	公募制の導入など公平 で透明な補助金の交付 に努めるとともに、経常 収支比率の抑制に結び 付けたい。	実施 (見直 し)	実施 (見直 し)	実施 (見直 し)	実施 (見直 し)	実施 (見直 し)	(平成17年度) ・平成17年5月の補助金等審議会答申を受け、新しい補助金制度について検討し、市とし ての補助金等適正化システムを確立し、内容の見直しを行った。 (平成18年度) ・流山市民活動団体公益事業補助金の申請があった10件について、補助金等審議会に諮 問し、答申を得る。平成19年度予算要求に当たっての担当課の見解、補助金の改革すべ き点を補助金等調査表・補助金等適正化実行プランにより、123件の補助金を調査し、平成1 9年度予算に係る補助金等(新規15件・増額36件)を補助金等審議会に諮問し、答申を得る (平成20年度) ・平成20年度は、補助金等適正化実行プランの最終年度であったことから、すべての補助 金127件のうち、平成20年度新規分と国県補助金のあるものを除いた95件を補助金等審議 会に諮問し、答申を得る。(答申結果:審議対象補助金95件のうち、20年度で廃止となるも の1件、廃止をした方がよいとされたもの1件、改善見直しをした方がよいとされたもの26件 で、これら以外67件は継続とされた。) ・また、予算要求に当たって、新規9件や増額補助金(既存補助金に対する答申(H20.10.30 付)においてB(改善・見直し)と評価されたもので、かつ、平成21年度予算で増額要求のも の6件についても、補助金を補助金等審議会に諮問し、答申を得る。(答申結果:新規補助 金については、新規補助金は9件のうち、8件はおおむね妥当との審議結果を得たが、1件 は認められないとされた。増額補助金については、6件のうち、認められないとされたもの1 件、検討する余地があるとされたもの3件、妥当とされたもの2件であった。)	75%	引き続き 推進	(課題) ・平成20年度に補助金等調査表・補助金等適正化実行プ ランの最終年度であったことから、すべての補助金を補助 金等審議会に諮問し、答申を得て予算化したが、総額で は、減少していない。今後創設する補助金など、期間限定 (終期を明確にする。)を徹底する必要がある。 (平成21年度実施予定) ・平成22年度予算編成までに補助金等審議会の審議に付 し、補助金の適正化に努める。 ・後期基本計画における新たな補助事業について、審議会 の意見を求め、補助金の適正化に努める。
2	29	各種基金の見直し	企画財政部 財政課、関係 各課	各種基金について経費の 節減を図るために、現在の 実情に応じてその必要性を 全庁的に再検討し、必要な 見直しを行います。	各種基金の目的を現在 の実情に応じて見直すこ とにより、基金をより有効 に活用することができる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・「流山市民病院等保健医療施設整備基金」、「流山市社会福祉基金」及び「流山市地域福 祉基金」の3基金については、基金の目的、内容及び実情を総合的に見直し、平成18年3月 に「流山市健康福祉基金」に統合した。 (平成18年度) ・基金の適正な運用に留意し、各種基金の効率的な運用を行う。 (平成19年度) ・基金の適正な運用に留意し、各種基金の効率的な運用を行う。 (平成20年度) ・基金の適正な運用に留意し、各種基金の効率的な運用を行う。	75%	引き続き 推進	(課題) ・現下の状況から一部の基金については、取り崩さざるを 得ない状況であるが、今後の財政需要を考慮し、残高の維 持に努めなければならない。 (平成21年度実施予定) ・基金の適正な運用に留意し、各種基金の効率的な運用を 行う。
2	30	西平井・ 鱈ヶ崎土地 区画整理事 業特別会計	都市整備部 西・鱈事務所	適切な事業費算出に基づ き、一般会計繰入金及び地 方債のあるべき財源配分 に留意します。	事業の早期終了を目指 すため事業費を増額し執 行することができる。	検討 実施	検討 実施	検討 実施	実施	実施	(平成17年度) ・事業収入の中心である保留地処分金の安定収入を目指し、平成17年度後期より販売予 定の保留地について共同分譲方式導入の検討を行った。 ・今回の共同分譲方式では、売れ残りが出た場合のハウスメーカーによる買取りが確約され たこと等により、平成18年度保留地販売の一部についてグリーンチェーン戦略を取り入れた 試行的な共同分譲方式を採用し販売することになった。 (平成18年度) ・保留地販売を共同分譲方式で販売開始。年度末までに、13棟中10棟を売却。 ・今後作成する事業計画(実施計画)変更に係わる資金計画の保留地処分金額について検 討することができた。 ・事業の期間延伸に伴う資金計画の作成において、保留地の実勢価格を考慮し作成するこ とができた。 (平成19年度) ・事業計画(実施計画)変更及び年度別資金計画を変更する。なお、変更にあたっては、過 年度分は実績に基づき変更し、現年度以降については、事業執行計画に基づき変更する ものである。 現在実施計画変更素案(期間の延長等)を、国に提出している。 ・共同分譲方式の保留地を売却した。ならびに、平成19年度末までに、共同分譲方式の保 留地を含む20箇所の保留地を処分した。 ・1街区近隣商業地域の土地利用について、地権者の換地や保留地を一体的に活用するこ とで、土地の処分価格の上昇や商業地としてのスケールメリットが得られるなどの有効的な 土地活用が図れることから、「西平井土地有効活用協議会」を設置し、より良い土地活用 の方策等を地権者全員で協議をした。 現在は、優先出店事業者を決定し、交渉を進めているところである。 以上、適正な保留地処分金収入等を得つつ財源配分に留意していく。 (平成20年度) ・事業計画関連では、事業施行期間について、地盤改良工事や家屋移転対応等に予想外 に時間を要した等の理由により、平成20年度末から28年度末までに延伸した。 又、資金計画について、当面の事業資金を確保するために借入金額等を変更した。 ・保留地処分については、第1期では一般ユーザー向けの分譲を、第2期では事業者向け の分譲を実施したが、世界的な経済不況の影響等により、当初の処分見込み額の1割程度と なり事業資金の確保が大変厳しい情勢となった。 ・工事関係については、中断移転者の早期復帰に係るエリアの造成や都市計画道路に係 る地盤改良工事等を推進した。 ・1街区の近隣商業地域内の土地利用については、生鮮食品スーパーが街区の約4割を先 行取得したものの残り(保留地を含む。)の土地の取得については、折り合いがつかず決着 に至っていない。	75%	引き続き 推進	(課題) ・事業の資金源である保留地が、計画通りに処分できない 状況である。 ・鱈ヶ崎地区については、未だに未着手となっている。 (平成21年度実施予定) ・保留地が、計画通りに処分できるように、販売促進策を検 討する。地区の骨格である都市計画道路の整備の促進を 図り、地区全体の活性化を図る。 ・未着手になっている鱈ヶ崎地区を含め、事業計画の見直 しを図り、事業の促進を図る。 ・長期中断移転している方々を一日も復帰できるように道合 地区や谷津地区の道路築造を推進する。 ・都市計画道路3・3・2号線に係る支障物件の移転交渉を 推進する。

2	30	国民健康保険特別会計	市民生活部 国保年金課	法定分以外の一般会計からの繰入れはしません。	公平な受益者負担の観点から制度の運営が図れる。	実施	実施	実施	実施	実施	<p>(平成17年度) ・収納率向上の体制強化を図るため納付相談や滞納整理を収納指導員中心に実践したが差押に関しては環境整備の段階に留まった。また、医療費抑制に結びつく生活習慣病の発症予防として食生活分析診断による栄養指導を行った。</p> <p>(平成18年度) ・収納率向上を目指し滞納者には弁明書の提出を求め実情の把握を行い納付相談を積極的に実施した。また、医療費削減対策としては「健康を支える栄養学」とおして生活習慣病の予防に努めた。</p> <p>(平成19年度) ・収納対策としては滞納者の状況に応じ短期保険証や資格証明証を発行、悪質な滞納者に対しては滞納処分を実施し、保険料の確保に努めた。また、医療費抑制として国保ヘルスアップ事業を開始し、被保険者の生活習慣の改善に努めた。</p> <p>(平成20年度) 国民健康保険料の収納率は、年々減少傾向にある。そのため、国民健康保険制度を維持・運営していくためには、悪質な保険料滞納者に対して、短期保険証や資格証明書の発行、差し押さえをするなど収納強化に努めた。また、引き続きヘルスアップ事業を実施するなど被保険者の生活習慣病の予防、改善に努めた。</p>	75%	引き続き推進	<p>(課題) 収納率が低下していることを鑑み、悪質滞納者対策として差し押さえ等を強化するとともに、収納員による戸別訪問により収納率を上げていく。また、被保険者の医療費の抑制を図るためヘルスアップ事業や健康を支える栄養学を引き続き実施していく。</p> <p>(平成21年度実施予定) 納付相談や短期保険証更新において、分納納付額を増額するよう収納指導。また、保健事業のヘルスアップ事業及び健康を支える栄養学の参加者を前年度以上に増やし、健康の維持と改善を目指すとともに、医療費の削減効果を実証していく。</p>
2	30	介護保険特別会計	健康福祉部 介護支援課	法定分以外の一般会計からの繰入れはしません。	公平な受益者負担の観点から制度の運営が図れる。	検討実施	実施	実施	実施	実施	<p>(平成17・18年度) 第3期介護保険事業計画(平成18年度～平成20年度)に基づく実施 ・保険料の見直し 低所得者層負担軽減のための保険料所得段階を6段階から7段階への設定 (100%) ・地域支援事業の実施 通所型介護予防事業(運動・栄養・口腔の向上)等の実施、地域包括支援センター(4箇所)の開設 (100%) ・施設給付の見直し・施設等における居住費、食費を介護保険法に基づき自己負担の実施 (100%) ・予防給付の推進・要支援者の生活機能を改善するため、事業者へサービス提供依頼 (90%) (平成19年度) 次のことを実施した。 ・保険料の見直し・納付者の負担軽減を図るため、普通徴収の納期を8期から10期に改正 (100%) ・平成20年度保険料額が平成17年度の税制改正により大幅上昇者に対する緩和措置の実施に向けた検討 ・地域支援事業、施設給付及び予防給付を平成18年度に引続き実施</p> <p>(平成20年度) 第4期介護保険事業計画(平成21年度～平成23年度)を策定した。 ・平成20年 6月 高齢者実態調査を実施した。 ・ " 8月～12月 介護サービス見込み量・保険料の算定をした。 ・ " 10月 地区懇談会(全4回)を開催した。 ・ " 5月～平成21年2月 各審議会(全8回)を開催した。</p>	75%	引き続き推進	<p>(課題) 介護保険制度の適正な運営を図るため、未実施の介護給付適正化事業への取り組みをする必要がある。</p> <p>(平成21年度実施予定) 1 要介護認定の適正化 既に、新規認定申請に係る直営化体制の確保、認定調査の点検、認定調査員及び認定審査員を対象にした研修の実施をしている。 今後、さらに適正化に向けた取り組みとして、国の指導に基づき認定調査、認定結果の平準化に努める。 2 介護支援計画の適正化 住宅改修の点検を平成21年度下期に実施する。 3 介護サービス提供体制の適正化 地域密着型サービス事業者へのサービス提供に係る指導・監査を平成21年7月から実施する。 4 介護報酬請求の適正化 国保連介護給付適正化システムの活用による介護報酬請求の点検を平成21年度下期に実施する。</p>
2	30	老人保健医療特別会計	健康福祉部 高齢者生きがい推進課	法定分以外の一般会計からの繰入れはしません。	公平な受益者負担の観点から制度の運営が図れる。	検討実施	実施	実施	実施	実施	<p>(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・国保、社保分レセプトの縦覧点検を平成17年度7,330件、同18年度8,031件、同19年度6,599件実施。 ・保健師による重複受診者、頻回受診者に対する訪問指導を平成17年度70件、電話相談を26件、同18年度83件、22件、同19年度85件、17件実施。 ・資格点検による負担割合等の是正処理を平成17年度1,527件、同18年度1,530件、同19年度1,086件実施。 ・老人医療費の適正化を図るため、老人医療費の状況を広報に掲載し、健康づくりのリーフレット等の窓口配付を行い、健康の保持増進を呼びかけた。</p> <p>(平成20年度) 国保、社保レセプトの縦覧点検を平成20年度は1,725件実施した。 保健師による重複受診者、頻回受診者への訪問指導を平成20年度は82件、この他に電話指導を53件行った。 資格点検による負担割合等の適正処理を平成20年度は376件実施した。</p>	75%	引き続き推進	<p>(課題) 制度は平成20年度末をもって終了したが、一部の医療費支払い事務がまだ残っており、平成22年度末まで特別会計は残しておく必要がある。平成23年度からは未払いの医療費等の支払は、一般会計で行うことになる。</p> <p>(平成21年度実施予定) 国保連合会から高額医療費の還付などがあるので、それに合わせた執行をする。</p>
2	30	後期高齢者医療特別会計	健康福祉部 高齢者生きがい推進課	法定分以外の一般会計からの繰入れはしません。	公平な受益者負担の観点から制度の運営が図れる。	---	---	---	実施	実施	<p>(平成20年度) 広報紙に保険料の納付方法など制度全般についての解説記事を12回掲載した。 制度説明会を市内4地区で1回ずつ開催したほか、老人クラブ、自治会等を対象に5回開催し、制度の周知に努めた。 保健事業である健康診査を9月から10月にかけて実施した。</p>	75%	引き続き推進	<p>(課題) 後期高齢者医療制度は、平成20年度からスタートしたが、昨年度は終始混乱の中で推移した。経過措置や暫定的な措置が今年度も引き続き継続して行われており、不安定な状況は続いている。</p> <p>(平成21年度実施予定) 制度が非常に複雑でわかりづらいことから、広報紙を使っ ての啓発に努めるとともに、健康診査による健康の保持増進、保健師による訪問指導等による医療費の抑制に努めていきたい。</p>

2	30	公共下水道特別会計	土木部 下水道業務課	下水道事業運営審議会 の場で、定期的に下水道事業 経営について財政状況 等に基づく検証を行い、健全 かつ円滑な事業執行を図り ます。	下水道事業運営審議会 の場で、下水道事業経営 について財政状況等に基づ く検証を行うことにより、今 後の下水道事業の円滑な執 行が見込める。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・下水道事業運営審議会を1回開催。「下水道事業受益者負担に関する条例」に基づく負担区及び単位負担金額の設定を諮問し、原案どおり承認する答申を受けた。 (平成18年度) ・諮問事項がないことから、下水道事業運営審議会を開催していない。 (平成19年度) ・下水道事業運営審議会を2回開催。「下水道事業受益者負担に関する条例」に基づく負担区及び単位負担金額の設定を諮問し、原案どおり承認する答申を受けた。 (平成20年度) ・下水道事業運営協議会を1回開催。「流山市の公共下水道事業の現況について」運営審議会に報告した。	75%	引き続き 推進	(課題) 平成16年度の答申で示された、平成17年度に実施した料金改定の成果を見極めるために平成18年度から3ヵ年程度の決算が必要であるが、平成19年度から平成20年度の下水道使用料が減少傾向にあることから、さらに平成21年度分の使用料を検証する必要がある。 (平成21年度実施予定) 流山第2-1処理分区の負担区拡大の諮問を行う予定である。
2	31	水道事業会計	水道局 経営業務課	水道事業経営の効率化を 更に推進するため、現行の 浄水場運転委託から、浄水 場の維持管理まで委託に 切り替え、その後も、浄水 場部門以外の工務課や業 務課の業務の一部を含め た事業の包括委託を推進 します。	(水道料金等徴収業務委託) 平成18年4月に委託業務 開始となり、民間委託 により、人員の削減が図 れる。 (浄水場運転管理等業務 委託) 運転のみの委託から、施 設管理、薬品調達、小規 模修繕を含む委託契約と なり、施設の効率的な運 用が図れる。	検討 実施	実施	実施	実施	実施 (拡充)	(水道料金等徴収業務委託) (平成17年度) ・スケジュールのとおり、包括的民間委託を発注した(平成18年度～22年度の5か年)。 (平成18年度) ・水道料金等徴収業務の包括的民間委託を実施し、効率的な運用を図った。 (平成19年度) ・引き続き水道料金等徴収業務の包括的民間委託を実施し、効率的な運用を図った。 (浄水場運転管理等業務委託) (平成17年度) ・スケジュールのとおり、包括的民間委託を発注した(平成18年度～20年度の3か年)。 (平成18年度) ・浄水場の包括的民間委託を実施し、施設の効率的な運用を図った。 (平成19年度) ・引き続き浄水場の包括的民間委託を実施し、施設の効率的な運用を図った。 (平成20年度) (水道料金等徴収業務委託) ・引き続き水道料金等徴収業務の包括的民間委託を実施し、効率的な運用を図った。 (浄水場運転管理等業務委託) ・20年度で委託期間が終了するので、21年度から5年間の浄水場運転管理等業務委託を プロポーザルを含む総合評価競争入札で実施した。なお、業務範囲についても、従来より 拡大(管末水質検査、消防設備保守点検、排水検査等)した。	100%	引き続き 推進	(課題) (平成21年度実施予定) 水道料金等徴収業務の包括民間委託が22年度で終了するので、引き続き民間委託を実施するための委託業務の内容の見直しを検討。
2	32	土地開発公社	総務部管財課	関係法令に基づいて適切 に事業を推進するとともに、 各種経費の削減に努めま す。	市の外郭団体として適 正な運営が図れる。	検討 実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・公有用地 16,803.18㎡を 1,830,146,157円で土地開発公社から取得 (平成18年度) ・公有用地 2,210.09㎡を 382,939,909円で土地開発公社から取得 (平成19年度) ・取得実績なし (平成20年度) ・市道東深井・市野谷2号幹線道路新設事業用地取得について委託 面積890.46㎡ 価格154,776,578円 ・都市計画道路3・3・28号中・駒木線道路改良事業用地取得について委託 面積277.80㎡ 価格20,584,980円	75%	引き続き 推進	(平成21年度実施予定) 市道東深井・市野谷2号幹線道路新設事業に係る用地 505.31㎡の取得を依頼。
3	33	行政評価システムを活用した全事務事業の見直し	企画財政部 行政改革推進課	効率的な行財政運営を推 進するため、PLAN(計 画)、DO(執行)、SEE(評 価)のマネジメントサイクル による行政評価システムを 活用し、毎年、全ての事務 事業の見直しを行い、行財 政改革実施本部で進捗状 況の管理を行います。な お、評価結果は、市民に公 開します。	事務事業は施策を達成 させるための手段と考 える行政評価システムの発 想を定着させることによ り、財政事情やまちづく りの進捗度を視野に入れ、 本市の実情に即した事務 事業が選択できる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・全ての事務事業(約730事業)について見直しを行い、競争入札の導入、設計の見直しや仕様の見直し、事務処理の改善・工夫などにより134事業について改革を実践した。(削減額:約2億5千万円) ・優先度評価会議を開催し、結果を実施計画や予算に反映させ、事業を厳選した。 (平成18年度) ・全ての事務事業の見直しを行い、競争入札の導入、設計の見直しや仕様の見直し、事務処理の改善・工夫などにより92事業について改革を実践した。(削減額:約3億8百万円) ・優先度評価会議を開催し、結果を実施計画や予算に反映させ、事業を厳選した。 (平成19年度) ・全ての事務事業の見直しを行い、競争入札の導入、設計の見直しや仕様の見直し、事務処理の改善・工夫などにより42事業について改革を実践した。(削減額:約7億5千2百万円) ・優先度評価会議を開催し、結果を実施計画や予算に反映させ、事業を厳選した。 (平成20年度) ・全ての事務事業の見直しを行い、競争入札の導入、設計の見直しや仕様の見直し、事務処理の改善・工夫などにより47事業について改革を実践した。 (削減額:約7,174万円) ・優先度評価会議を開催し、結果を実施計画や予算に反映させ、事業を厳選した。	75%	引き続き 推進	(課題) これまでの一連の行政評価システムの中でPDCAサイクルを確立し、事業の廃止見直しといったより具体的な成果に結びつけるために、事務事業マネジメントシートの改善や外部有識者の意見を取り入れながら事務事業の廃止改善を行うシステムの導入が必要である。 (平成21年度実施予定) ・全ての事務事業(約730事業)について見直しを行い、競争入札の導入、設計の見直しや仕様の見直し等、改革を実践する。 ・「事務事業の廃止・見直し検討事業」を実施する。 ・「事務事業マネジメントシート」(平成22年度から評価を行う分)のフォームの変更を行う。

3	34	入札等契約制度の改善	総務部管財課	入札監視委員会により、公平・公正な入札執行に努めます。また、入札情報をホームページに掲載し透明性を確保します。	入札監視委員会の設置及び入札情報のホームページ掲載により、入札・契約事務の一層の透明性・競争性の確保が可能となる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・学識経験者3名で構成する入札監視委員会を開催し、市発注工事の入札手続について審議した(2回)。また、審議の結果を踏まえて、一般競争入札の拡大等について市長に建議した。 (平成18年度) ・入札監視委員会を開催し、市発注工事の入札手続について審議した(2回)。一般競争入札の対象を設計金額5000万円以上から3000万円以上とし、対象範囲を拡大した。 (平成19年度) ・入札監視委員会を開催し、市発注工事の入札手続について審議した(2回)。一般競争入札の対象を設計金額3000万円以上から1000万円以上とし、対象範囲をさらに拡大した。また、入札結果閲覧簿に応札率や応札分布図を追加し、入札情報の充実を図った。 (平成20年度) ・入札・契約事務の一層の透明性・競争性の向上を図るため、更に一般競争入札の対象を設計金額が130万円を超える建設工事まで拡大した。 ・流山市建設工事特別簡易型総合評価落札方式試行落札者決定基準を作成し、土木一式工事2件について試行を行いデータの収集を行った。	75%	引き続き推進	(課題) ・入札・契約事務の一層の透明性・競争性の向上を目指して、電子入札の拡大を図り入札制度の公平性、透明性及び効率化を図る必要がある。 (平成21年度実施予定) ・流山市建設工事特別簡易型総合評価落札方式試行を9月末まで実施し、入札結果を検討した上で特別簡易型総合評価で入札を実施する案件の基準を決定し、10月から本格導入を行う予定。
3	35	電子入札制度(注11)の導入	総務部管財課	入札契約事務の効率化と適正化を図るため、電子入札制度を導入します。	入札事務手続きの電子化を図ることで、民間事業者がインターネット網を活用して入札に参加する機会の拡大が図られる。これにより、競争性の促進、事務の効率化及び入札業務の透明性・公平性の確保が可能となる。	検討	検討実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・千葉県電子自治体共同運営協議会の電子入札ワーキンググループに参加し、電子調達システムの導入に向けて、規約策定、システムのカスタマイズ等について協議した。 (平成18年度) ・電子調達システム(電子申請システム)を使用して、平成19・20年度の競争入札参加資格申請を受け付けた。(3,619件) また、市内建設事業者を対象に電子入札操作研修会を開催するとともに、仮想案件で土木一式工事の模擬入札を実施した。 (平成19年度) ・建設工事部門で電子入札を導入し、工事案件については原則電子入札に移行した。平成20年度から測量、コンサルタント部門に電子入札を拡大するため、市内の測量、コンサルタント業者を対象に電子入札操作研修会を開催した。 (平成20年度) ・電子入札を測量・コンサルタント部門に導入した。 ・物品、委託部門の電子入札について検討を行い、平成21年度導入に向けて、市内業者を対象とした事前操作説明会を12月17日に実施した。	75%	引き続き推進	(課題) ・平成21年度には、物品、委託部門についても電子入札を導入し、全ての入札を電子化する予定であるが、物品、委託業者には零細業者が多く含まれていることから、十分な事前準備が必要である。 (平成21年度実施予定) ・物品、委託業務に電子入札を導入するための関係条文等の整備を行い、10月以降一部について電子入札を実施する予定。
3	36	アウトソーシングの推進 【関連51、57、64】	企画財政部行政改革推進課	アウトソーシングについては、経費の削減だけでなく、市民参画の観点を取り入れた、アウトソーシング計画に基づき、積極的に推進します。	職員数が減少していく中で、アウトソーシングを進めることにより、公共サービスの維持向上、市民との協働、更にはスリムな組織の実現など、効果的・効果的な公共サービスの提供が可能となる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・アウトソーシング計画の第1次計画を策定した。 (平成18年度) ・平成19年度から実施を予定している行政提案事業(13事業)を決定し公表した。また、市民による業務参加の提案募集(広報誌3月15日号)を実施した。 (平成19年度) ・行政提案による事業者等の募集を行い、12事業について委託を実施した。また、市民提案には23件の提案を受け行政改革実施本部で6事業(7件)を採択し、平成20年度の実施に向けて準備中。更に、第2次アウトソーシング計画を平成20年3月に策定した。 (平成20年度) ・窓口部門などのアウトソーシングを推進するために「アウトソーシング可能性検討業務」を実施し、自転車駐車場業務の一部について、アウトソーシングへ移行が見込まれた。 ・業務分析により、国民年金業務において、正規職員2名分の業務を再任用3名で対応する体制に変更した。	75%	引き続き推進	(課題) ・アウトソーシングについては、定員適正化計画を推進するにあたり重要な手段であると考えている。平成21年度についても市民との協働の観点から、これまでと同様に行政提案、市民提案を実施することとする。 (平成21年度実施予定) ・費用対効果と、市民参加の観点から、アウトソーシングの導入を推進する(定員適正化計画・アウトソーシング計画により実践)。
3	37	市有財産の有効活用	総務部管財課	市有財産について、将来にわたる活用の可能性も含め検討し、売却・賃貸・転用するなど有効活用を促進します。	市有地の売却及び賃貸を進めることで、維持管理経費の削減及び一般財源の確保が図られる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・土地貸付収入 37件 11,372.07㎡ 27,385,322円 ・土地売却収入 15件 1,674.98㎡ 198,777,364円 (平成18年度) ・土地貸付収入 36件 4,279.66㎡ 27,532,545円 ・土地売却収入 21件 4,663.2㎡ 804,935,102円 (平成19年度) ・土地貸付収入 44件 16,463.06㎡ 27,155,726円 ・土地売却収入 9件 924.09㎡ 55,573,973円 (平成20年度) ・土地貸付収入 35件 10,644.37㎡ 24,078,777円 ・土地売却収入 7件 937.65㎡ 56,767,499円	75%	引き続き推進	(課題) 引き続き、道路残地等狭隘な土地については、隣接の土地所有者等に払下げを行い、また宅地として利用可能な普通財産を一般競争入札で処分し、維持管理費の削減を図るとともに一般財源を確保する必要がある。 (平成21年度実施予定) 一般競争入札による市有地売却を実施予定(7月8日)

3	38	公共施設等の有効活用 【関連39】	企画財政部 企画政策課	全ての公共施設について、利用促進及び有効活用を図るため、多角的な検討を行い、管理運営方法等の見直しを行いません。	公共施設の管理運営方法として指定管理者制度を導入することで、人件費を含めた維持管理経費の削減が可能となる。また、小山小学校・十太夫福祉会館についてPFIを導入したことで、建設費及び維持管理経費の削減が図られる。	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	<p>(平成17年度) 17施設について指定管理者制度を導入することについて準備を行う。 「小山小学校校舎等の建設に関するPFI導入可能性調査」を実施。</p> <p>(平成18年度) 平成18年4月、17区分19施設に指定管理者制度を導入。 PFI導入に向け、アドバイザー契約、事業者選定を実施。</p> <p>(平成19年度) 平成20年4月より、新たに3施設について指定管理者制度を導入することについて準備を行った。</p> <p>(平成20年度) ・小山小学校・十太夫福祉会館の工事の実施についてモニタリングをしながら指導監督を行い工事を進め、平成21年4月オープンに向け準備を行った。 ・十太夫福祉会館(児童センター)の指定管理者を選定した。 ・公共施設保全計画の整備について庁内で検討会議を行い、導入に向けて準備を行った。 ・指定管理者以外の施設は業務委託を実施。 ・施設の貸し出し時間の区切を3時間とした。</p>	75%	引き続き 推進	<p>(課題) ・今後の公共施設の建設や建替え等について、PFI方式によることも視野に入れて検討する必要がある。</p> <p>(平成21年度実施予定) ・美田保育所跡地にやまびこルームを移設する。 ・今後の公共施設の建設や建替え等について、PFI方式によることも視野に入れて検討する。</p>
3	39	公共施設における指定管理者制度の導入 【関連38】	企画財政部 企画政策課	公共施設における指定管理者制度について、効率性やコストの分析を踏まえ、利用する市民の視点から検討し、導入します。	公共施設の管理運営方法として指定管理者制度を導入することで、人件費を含めた維持管理経費の削減が図られる。また、制度導入後の状況を検証していくことで、利用者の視点に立った施設運営が可能となる。	検討 実施 (調査)	実施 (導入)	実施 (充実)	実施 (充実)	実施 (充実)	<p>(平成17年度) 17施設について指定管理者制度を導入することについて準備を行う。 「小山小学校校舎等の建設に関するPFI導入可能性調査」を実施。</p> <p>(平成18年度) 平成18年4月、17区分19施設に指定管理者制度を導入。</p> <p>(平成19年度) 平成20年4月から、新たに3施設について指定管理者制度を導入することについて準備を行う。</p> <p>(平成20年度) ・平成21年4月から、新たに3施設について指定管理者制度を導入することについて準備を行った。 ・定期的に施設利用者の声を反映させるモニタリング制度を導入し、これに基づいた適正な指定管理者への指導・監督を実施し、一層のサービス向上に反映させるため、モニタリングにある統一アンケートを実施してサービス向上に努めた。また、実施時期等についてより明確にするため、「満足度調査実施要領」を策定した。</p>	75%	引き続き 推進	<p>(課題) ・平成18年度から22年度までで最初に導入した施設の指定期間5年が終了するため、以降の再選定の考え方について整理が必要である。平成22年中に再選定を行う。</p> <p>(平成21年度実施予定) ・平成21年10月1日から新たに1施設・平成22年4月1日から新たに1施設について指定管理者を導入することについて準備を行う。 ・引き続き、以降の指定管理者の導入について検討する。 ・平成20年度からモニタリング制度が導入されたことから関係部局で検証し、指定管理者選定委員会に報告する。 ・満足度調査実施要領に基き、統一的にアンケートを行う。</p>
3	40	市立幼稚園の見直し	学校教育部 学校教育課	市立幼稚園協議会の答申を踏まえ、市立幼稚園の見直しを行います。		検討	検討	実施	実施	実施	<p>(平成17年度) ・幼稚園協議会からの答申を受け教育委員会議、議会等への市立幼稚園の今後の方向性について説明を行う。 ・幼児教育基本計画策定等のため先進地視察を実施。</p> <p>(平成18年度) ・小山小学校校舎建設等PFI事業実施方針に「幼児教育研究室」設置が位置付けられる。 ・幼児教育基本計画策定等のため情報収集に努めた。 ・東幼稚園を廃園</p> <p>(平成19年度) ・幼児教育基本計画策定等のため幼保小関連教育研究の一環として、各分野(小学校、公私立幼稚園、保育所、保育園)との意見交換を実施。</p> <p>(平成20年度)・幼児教育基本計画策定等のため幼保小関連教育研究の一環として幼児教育研究室を中心にして意見交換、相互参観等を実施。・市立幼稚園協議会の答申を受けて、平成23年流山幼稚園廃園に向け、保護者・自治会地域住民への説明会を実施した。</p>	75%	引き続き 推進	<p>(平成21年度実施予定) 平成21年流山市議会に流山市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例(廃園に関する条例)の提出</p>
4	41	人材の確保と育成 (人材育成と職員の意識改革)	総務部人事課	新たに発生する行政課題や直面する諸課題に積極的に取組み解決していく姿勢と能力を持つ人材の確保・育成・活用に努めます。	人材育成と職員の意識改革を進めることで、市民に役立つ職員が増加し、公共サービスの向上に寄与する。	実施	実施	実施	実施	実施	<p>(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・市町村アカデミーの修了レポートをグループウェアで発表した。 ・採用試験に際し1次試験は共通試験を採用し、2時面接試験は民間人を含めた採用委員会の設置により公平性・透明性のある採用試験を実施した。 ・人材育成については、経歴管理の有効活用とジョブローテーションにより若手職員の能力向上を図るよう人事異動に配慮した。 ・自治大学の派遣職員は内部研修講師として研修成果等の発表の場を提供した。 ・自己申告制度の充実及び希望降格制度を活用した。</p> <p>(平成20年度) ・平成21年4月1日付けの職員採用試験を2回実施した。一般行政上級・土木上級・保育士・保健師は7月20日に、消防士(初級・救急救命士)・精神保健福祉士は9月21日にそれぞれ実施した。特に、一般行政上級・土木上級・保育士・保健師の試験は、1次(筆記試験)、2次(集団討論)、3次(個別面接)と試験回数を増やしコミュニケーション能力等を見極めた。また、個別面接ではエントリーシートを活用して面接の充実を図った。その結果、一般行政上級23名、土木上級3名、保育士1名、保健師1名、精神保健福祉士1名、消防(初級)3名、消防(救急救命士)4名を採用した。内定期間中は、事務連絡や市役所の様子等をメールで送信するなどこまめに連絡を取り続けた。</p> <p>平成21年度採用応募状況(括弧内は20年度) 一般事務486名(101名)、土木上級68名(22名)、保育士118名(115名) ・自部署の業務を振り返るほか、業務の効率化を図り、改善策を見える化するために管理職の意識改革とプロセスマネジメント研修を7月30日から1月28日までのうち38日間にわたり実施した。</p>	75%	引き続き 推進	<p>(課題) ・人材の確保に当たっては、採用試験日を9月から7月に移動したために応募者の減少が懸念されたが、一般行政上級の応募者は前年と大差がなかった(100名・101名)。逆に土木上級で2.5倍(9名・22名)、保育士(38名・115名)及び保健師(7名・21名)が3倍の応募者増となった。そのため、一般行政上級でも応募者が増えるよう手段を講じる必要がある。 ・1次・2次試験等、採用試験日によって、応募の人数が左右されるため、他市における試験日程等を考慮して設定する必要がある。また、採用辞退者及び不合格者に対する通知文についても誠意を持った回答が必要である。</p> <p>(平成21年度実施予定) ・職員採用試験の記事を広報「ながれやま」6月1日号及び市ホームページに掲載したほか、主に首都圏にある大学81校に受験案内を送付。また、6月1日号のフリーペーパー「シティオベラ」及び6月号のサンケイリビング新聞社「沿線リビング つくばエクスプレス編」に職員募集の記事を掲載。さらに、全国の大学の就職窓口採用情報を送信するシステム(二つの大学生向け求人サイト)を利用する(Uncareer Corporate及び求人ナビ)。</p>

4	42	職員研修制度の充実 【関連43】	総務部人事課	自主研究、職場研修、職場外研修の3つの柱を基本として、体系的で効果的な研修を行うため、研修計画を策定します。	職員研修制度を充実させることにより、直面する行政課題や諸課題に的確に対応することが可能となる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度)(平成20年度) (1)自主研修 H20:29件、H19:32件、H18:41件、H17:26件 (2)職場研修 各所属で随時実施 (3)職場外研修 ・派遣研修 H20:24名、H19:28名、H18:29名、H17:32名 ・委託研修 H20:547名、H19:357名、H18:514名、H17:368名 (平成20年度) ・特別研修 幹部職員共同研修59名、裁判員制度出前講義50名 ・行政課題研究事業 延べ47課等86名	75%	引き続き推進	(課題) ・自主研修については、数年30件前後であることから、随時、グループウェア等でPRに努めるほか、通信教育の講座の紹介なども実施する必要がある。 ・派遣研修は研修人数を増やす必要がある。 (平成21年度実施予定) ・自主研修の助成割合をこれまでの2分の1から3分の2に増やすことで職員の意識高揚に努める。なお、上限は5万円のまま変更はしない。 ・派遣研修は42名(前年度24名)の研修人数を予定している。 ・行政課題研究事業は今年度も継続する。	
4	43	研修成果等発表の場の提供 【関連42】	総務部人事課	研修や自主研究で得られた成果について、発表の場を設けることにより、職員の自己啓発に対する意欲を高めるとともに、その成果を庁内に普及させます。	研修成果を発表する機会を提供することで、職員個人の成長を促すことはもとより、職場内の意識改革が図られる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・市町村アカデミーのレポートをグループウェアで発表した。 ・自治大学校派遣研修の成果について庁議で発表し、評価を得た。 (平成20年度) ・研修課題研究事業のレポートをグループウェアに随時、掲載をした(掲載は視察者本人)。 平成19・20年度で実施できなかった自治大学校派遣研修の成果報告を平成21年度に合わせて実施することとする。	75%	引き続き推進	(課題) ・研修や自主研究で得られた成果を他の職員に発表することによって、職員個人の成長を促すことはもとより、職場内の意識改革及び問題意識を持たせることが必要である。 (平成21年度実施予定) ・環境省の研修派遣の報告を庁議において実施する。	
4	44	人事評価の実施	総務部人事課	業績や能力を適切に評価し、人事や給与に反映させる人事評価システムを導入します。	業績や能力に基づいた人事評価制度を取り入れ、人事や給与に反映させることで、職員個々の積極性や組織の活性化が可能となる。	検討	実施	実施	実施	実施	(平成18年度) ・人事評価制度本格実施(課長相当職以上対象) 評価者研修の実施(部課長相当職)H19:75名 H18:79名 評価表の集計 成績率への反映について:H19年度12月勤勉手当に反映した。 (課長相当職以上) (特に優秀:部長級1名、次長課長級2名、良好でない(懲戒処分)0名) (平成20年度) ・人事評価者研修を実施した(5月29日、6月2日・3日:出席者70名)。	75%	引き続き推進	(課題) ・評価者の評価基準が人によってばらつきがでないように研修を行う必要があるが、毎年実施では、参加者から必要ないとの声があることから、隔年実施又は新任課長等のみを対象とするなど研修方法を検討する必要がある。 (平成21年度実施予定) ・人事評価制度は、引き続き実施する。人事評価者研修については、今年度、新任課長について実施することとする。	
4	45	管理職昇任制度の導入	総務部人事課	公平・公正な管理職昇任制度について検討し、導入します。	公平・公正かつ能力に基づいた昇進制度を取り入れることで、職員個々の積極性や組織の活性化が可能となる。	検討	検討	実施	実施	実施	(平成18年度) ・先進市視察 (平成19年度) ・課長昇任研修として、1日間の管理職研修を実施後論文記述式の評価を実施。その後、面接評価を実施し、勤務実績等をあわせ、課長職昇任の判断材料とした。 (平成20年度) ・平成19年度に33名の応募者に対してコーチング研修・論文作成・面接を実施した。その結果、平成20年4月1日付けで14名の課長が誕生した。平成20年度には51名(新規28名・再チャレンジ23名)が応募した。	75%	引き続き推進	(課題) ・課長以外の職への拡大については、検討を要する。 (平成21年度実施予定) ・課長昇任研修については、前年度に引き続き、実施する。	
4	46	スペシャリスト職員の育成と複線型人事制度(注12)の導入	総務部人事課	高度な専門知識と経験を必要とする業務に対応できるスペシャリストを養成するため、昇進管理やスペシャリストポストの確保など、複線型人事制度について検討し導入します。	高度化・多様化する行政課題に的確に対応するとともに、職員の適正な能力に対応した人材の有効活用が期待できる。					検討	検討 実施	(平成20年度) ・希望勤務機関制度の活用や所属長の意見を考慮しながら、人事異動で対応可能な面もあることから、制度化については引き続き、検討することとした。	25%	引き続き推進	(課題) ・他市等の例をみると、スペシャリストになっても元に戻れたり、または、スペシャリストがいる部署には新たなスペシャリストを配置できないなど、人事に不安定化や硬直化が発生しており、それらの課題を整理する必要がある。 (平成21年度実施予定) ・他市の視察を行い、本年度中に検討し、一定の方向性を出していきたい。
4	47	希望降格制度の導入	総務部人事課	職責を果たすことが身体的、精神的に苦痛と感じる職員や家庭の事情等により、その職責を果たすことが困難であると感じる職員が降格を申し出る制度について検討し、導入します。	職員の実情を考慮した職場環境に結びつく。	検討 実施 (導入)	実施	実施	実施 (充実)	実施 (充実)	(平成17年度) ・希望降格制度の導入 (平成18年度) ・希望降格制度の実施 平成17年度において1名希望降格あり。平成18、19年度該当なし。 (平成20年度) ・12月3日付けで希望降格制度の実施について通知をした。希望者は1名。実施は平成21年4月1日付けとなる。	75%	引き続き推進	(課題) ・積極的に制度をPRし、制度の有効活用を推進する。 (平成21年度実施予定) ・希望降格制度については、前年度に引き続き、PRを行う。	
4	48	勤務体制の見直し	総務部人事課	市民サービス向上の観点から、窓口時間の延長、開館日の拡大に対応するため、勤務時間や勤務体制を見直します。	施設の目的に即した利用時間や開館日の拡充が可能となり、市民にとっての利用しやすさというサービスの向上に寄与する。	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	(平成17年度) ・図書館、保育所、おおたかの森出張所については、勤務時間の割り振り変更により対応することとした。 図書館(森の図書館含む) 8:50~17:20 11:50~20:20 保育所 7:00~15:30 8:30~17:00 10:30~19:00 おおたかの森出張所 8:30~17:00 10:30~19:00 (平成20年度) ・休憩時間の廃止により、休憩時間が午後12時15分から午後1時までの45分間となった。しかし、職員の疲労の回復と労働の負担軽減の観点から休憩時間を60分間とする必要があることから平成21年4月1日から施行できるよう規則の改正作業を行った。	75%	引き続き推進	(課題) ・早番・遅番の2交代制を廃止したことによる影響があるかどうかを見極める。 (平成21年度実施予定) ・休憩時間を正午から午後1時までの1時間としたことにより、勤務時間を午前8時30分から午後5時15分までとした。また、早番・遅番の2交代制を廃止した。	

4	49	各種手当の見直し	総務部人事課	各種手当(特殊勤務手当、住居手当、調整手当)、旅費日当について適正化を図るため、見直しを更に進めます。	各種手当に係る経費が削減され、経常収支比率の改善及び公共サービスのための経費確保が図られる。	検討実施	検討実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・平成18年度から住居手当、特殊勤務手当、調整手当について削減することとした。 (平成18年度) ・旅費日当については日帰り日当の廃止について12月議会に上程し、平成19年4月1日施行で廃止とした。 ・特殊勤務手当については2種類を平成19年4月1日から廃止し、21種類を19種類に削減した。	75%	引き続き推進	(平成21年度実施予定) ・国で定められていない清掃業務手当、特殊車両等運転手当、臨時運転手当の三つの特殊勤務手当の取り扱いについては、職員組合との協議を進める。
4	50	職員福利厚生事業の見直し	総務部人事課	各種福利厚生事業について、経費の節減を図るとともに、時勢にあったものとするため、見直しを更に進めます。	時勢にあわない福利厚生事業の見直しを図ること、経費の削減が図られるほか、真に必要な新たな事業の整備が可能となる。	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	(平成17年度) ・職員互助会事業補助金の休止や全国都市職員災害共済全職加入を廃止や臨時職員の健康診断の一部実施(雇用保険加入者)。 (平成18年度) ・職員の定期健康診断委託料の削減及び検査項目にメタボリックシンドロームを加え充実を図った。メンタルヘルス対策の一環として、心身の状況を知るための「心の健康チェック」を産業医及び専門医の助言・指導を受け実施した。職員の元気回復を図るため、職員互助会補助金を再開した。 (平成19年度)メンタルヘルス対策として、「心の健康チェック」を産業医の助言・指導を受け実施し、部門別・男女別・年齢別に分析結果を出し、その結果を基に管理職員のメンタルヘルス研修会を実施。 (平成20年度) ・9月4日、5日(一般職132名参加)、10月21日、22日(管理職68名参加)を対象に、メンタルヘルス研修会を実施した。	75%	引き続き推進	(課題) ・本市の福利厚生制度は、地方公務員法第42条にある職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について、使用者の責任において計画的に実施する。制度の趣旨に沿い職員福利厚生事業の内容を精査し実施していく。 (平成21年度実施予定) ・職員互助会事業については、引き続き職員の会費、互助会の自主財源、市補助金で運営していくが、福利厚生事業委託の見直し、クラブ活動補助金の見直し、空き駐車場問題の検討を行う。
4	51	職員数の抑制 【関連23、25、57、64】	企画財政部行政改革推進課	定員適正化計画に基づき職員の抑制に努め、職員総数を平成22年4月1日までに140人の削減を図ります。	定員適正化計画とアウトソーシング計画を歩調をあわせて推進することにより、スリムな組織で効率のよい行財政運営が展開できる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・定員適正化計画は、平成17年度において、次の理由により見直しを行った。 国の要請に基づき計画期間を平成22年4月1日までに変更した。 「安心安全のまちづくり」を推進するために、市民の生命に直接関わる業務である消防職に関しては、一般職などの1割補充とは別枠で、退職者数と同数を補充することとした。これにより、平成22年4月1日までに職員総数を140名削減する。 ・全課を対象としたヒアリングを実施し、平成18年3月に「第1次アウトソーシング計画」を策定した。 (平成18年度) ・アウトソーシング計画と定員適正化計画の整合性を計りながら職員削減を実践した。 H18.4.1職員数 1,073人 H19.4.1職員数 1,064人(+8) (平成19年度) ・平成22年4月1日を目指した定員適正化計画の職員数について、計画の中間年度であることから再検討を行った結果、「安心安全のまちづくり」や「子育て支援」に係る退職者補充の考え方を見直したことに伴い、計画人員に対しては若干上回っているが、残りの計画期間で修正可能であることから、計画自体の見直しは行わないこととした。 (平成20年度) ・アウトソーシング計画と定員適正化計画の整合性を計りながら組織改編を行い、職員削減を実践した。 ・平成20年4月1日現在の職員数は、1,049名であり、前年に比較し15名減少したものの計画人員に対しては、22名上回っている。 ・定員適正化計画との乖離については、消防南分署及び東分署の格上げによる増隊分として10名を採用したことや、福祉部門の増強等、下期5カ年計画の重点プロジェクトである「安心安全のまちづくり」「健康・いきいきまちづくり」に対応したことによるもの。	75%	引き続き推進	(課題) ・現行の定員適正化計画は、平成22年4月1日で終了するため、将来人口推計、後期基本計画、職員の年齢構成を踏まえ、新たな定員適正化計画の策定が必要となる。 (平成21年度実施予定) ・新たな定員適正化計画を策定する。
4	52	臨時職員等の活用 【関連25】	総務部人事課	臨時職員等の採用や配置にあたっては、その必要性を十分検討し、効率的な活用に努めます。	正職員と臨時職員の役割を明確にし、その上で効率的な活用を行うことで、職員数の減少に伴うサービス低下を防ぎたい。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・臨時職員の配置要望の精査及び効率的な配置を行っている。合わせて、平成18年8月1日付けで要綱を改正し、臨時職員の配置基準の明確化を図った。更に、平成19年度には新たに嘱託職員制度を設け、同年2月から試行的に運用している。 (平成20年度) ・臨時職員の待遇改善のために勤務時間を午前9時から午後5時までとし、年次有給休暇の繰越しを認める。また、フルタイム勤務(社会保険加入者を含む。)の臨時職員には、特別休暇を認める。以上について平成21年4月1日から施行できるよう要綱の改正作業を行った。	75%	引き続き推進	(課題) ・臨時職員のフルタイム勤務(社会保険加入者を含む。)以外の短時間勤務者については、年次有給休暇の繰越しを認めたが、特別休暇については該当しないとしている。今後は、その必要性について検討する。 (平成21年度実施予定) ・臨時職員に関する要綱の一部改正が施行されたことから、その効果を見極める。

4	53	嘱託職員の活用	総務部人事課	窓口部門を中心に嘱託職員を効率的に配置することで市民との協働及び個人参加型のアウトソーシングを推進します。	正職員と嘱託職員の役割を明確にし、その上で効率的な活用を行うことで、職員数の減少に伴うサービス低下を防ぎたい。	---	---	---	検討実施	実施	(平成20年度) ・4月は20人の嘱託職員を配置した(市民税課1、市民課5、東部出張所1、南流山出張所2、江戸川台駅前出張所2、おおたかの森出張所5、国保年金課4)。しかし、3人が退職したため、急遽、採用試験を実施し、7月1日付けで6人を採用し、23人体制としたが、その後、4人が退職し、年度末には19人(市民税課1、市民課5、東部出張所2、南流山出張所2、江戸川台駅前出張所2、おおたかの森出張所3、国保年金課4)となった。なお、1月～2月にかけて任用更新及び希望勤務機関等調査を実施した。	75%	引き続き推進	(課題) ・平日の夜間勤務、土曜日勤務を伴う嘱託職員の処遇については、改善が必要である。 (平成21年度実施予定) ・任用更新及び希望勤務機関等調査は引き続き実施する。また、市民課の嘱託職員は、希望等も踏まえてローテーションで異動を検討する。 さらに、平日の夜間勤務、土曜日勤務を伴う嘱託職員については、処遇の改善について検討することとする。
4	54	実務経験者の採用	総務部人事課	従来の採用システムに加え民間企業で培った専門知識・技術を有する実務経験者の任期付職員の採用に努めます。	民間企業で培った専門知識や技術の活用により、新たな発想による公共サービスの提供などが可能となる。	検討実施(任用)	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・平成17年4月1日付けで専門知識を有する民間人を任期付職員として任用し、現在もその任用を継続し、業務遂行に寄与しているものである。 (平成20年度) ・平成21年4月1日付けで採用するマーケティング課内のシティーセールス推進室長及び報道官の募集を行い、シティーセールス推進室長に16名、報道官に5名の応募があった。このシティーセールス推進室長及び報道官は、実務経験を有する民間人を任期付職員として採用するものである。	75%	引き続き推進	(課題) ・平成17年4月1日で採用したマーケティング課長の任期が今年度いっぱいのため、新たなマーケティング課長の採用が必要となる。 (平成21年度実施予定) ・現マーケティング課長が任期を残して、7月15日付けで退職することになり、後任の課長の募集をしたところ34名の応募があった。第1次選考で17名が残り、第2次選考の個別面接を6月30日に実施予定。採用は8月1日の予定。
5	55	総合計画の施策体系に沿った組織の編成	企画財政部行政改革推進課	前期基本計画下期5か年計画で位置付けた重点課題や政策課題への取組みを強化するため、組織の再編を検討し、実施します。	総合計画下期5か年計画の6つの重点プロジェクトに沿った組織を編成することにより、「市民満足度の高い流山市への転換」を図るための行財政運営が円滑に推進できる。	検討実施	実施				(平成17年度) ・「子どもの未来を育むまちづくり」を推進するために「子ども」をキーワードとした組織や、「安全安心のまちづくり」を推進するために「防災」・「防犯」を統合した組織、更には、行政評価システムを効率的に展開するための「計画」・「予算」を所管する組織のあり方等、先進団体の事例を参考としながら、本市の実態に即した組織編成を研究した。また、定員適正化計画に基づく職員総数の削減に対応していくために先進団体のフラット化の事例を研究した。 (平成18年度) ・「総合計画の施策体系に沿った組織」 [主な改編] 「子どもの未来を育むまちづくり」 子ども家庭部を創設 「安全安心のまちづくり」 市民生活部に安心安全課を創設 「事務事業を簡素かつ効率的に執行するための組織」 [主な改編] ・企画財政部の創設 ・総務部へ税部門を編入 ・財政部の廃止 (平成19年度) ・平成20年4月1日から、「特定健診・特定保健指導」及び「後期高齢者医療制度」が施行されることに伴い、組織等の庁内体制について検討 [平成20年度・平成21年4月1日からの主な改編] ・生涯学習部の図書館と博物館を統合し「図書・博物館」を創設 ・水道局の庶務課と業務課を統合し「経営業務課」を創設 ・企画財政部マーケティング課内にシティーセールス推進室を創設 ・中央消防署東分署、南分署をそれぞれ東消防署、南消防署として創設	100%	達成	(課題) ・「市民満足度の高い流山市への転換」を図るため、後期基本計画に対応する組織を編成することで、段階的に総合計画の体系に沿ったスリムな組織機構の構築に努めていく必要がある。 (平成21年度実施予定) 平成22年度からスタートする後期基本計画を着実に推進させるために効率的な組織改編を行う。
5	56	庁内分権の推進 【関連57】	企画財政部行政改革推進課	意思決定の迅速化や責任と権限の一致を図るため部局長に部局内の組織改編や人事権を移すなど庁内の分権化について検討し、推進します。	職員の政策形成能力やマネジメント能力が向上する。 定員適正化計画の職員削減により組織がスリム化していく中でも、効率的で市民サービスの維持向上が図れる行財政運営が展開できる。	検討	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	(平成17年度) ・平成17年度中に庁内分権推進プログラムを作成予定であったが、スタッフ制の導入時期や方法、ABCの活用方法等の整理が必要なため、平成18年度に先送りした。 (平成18年度) ・行政評価システムスケジュールの一環として、施策主管部課長が所管する施策の評価をもとに、施策の課題・方向性を明確にした。また、優先度評価を施策主管部課長が中心となって行い、その結果で予算編成における枠配当を行うなど庁内分権を推進していく環境を充実させた。 ・施策評価等により明らかになった施策の課題・方向性を解決するため各部局長が何をすべきか記載した「各部局長の仕事と目標」を平成19年度に作成し公表する旨、平成18年10月24日の行財政改革実施本部において決定した。 (平成19年度) ・各部局長がそれぞれの部局の課題と目標を定め、達成に向けた取り組みをまとめた「各部局長の仕事と目標」を作成し、7月にHP等で公開した。また、課題と目標に対する中間確認を11月に実施しそれぞれ公表した。 (平成20年度) ・各部局長が予算規模と職員数等を踏まえ、「各部局長の仕事と目標」を策定し、市長との協議・調整を経て、7月に公表した。また、12月には中間確認を公表し、年度末の3月に最終確認を実施した。 ・各課長が課内の業務量と年間の推移を把握し、職員の各業務の役割分担や責任範囲、仕事の目的を明確にして、効率的な事務執行や労務管理の向上を図ることを目的に「課長の仕事」を作成し、7月に公表した。	75%	引き続き推進	(課題) ・職員の士気を向上させ、職員個々の能力を最大限に引き出す必要がある。 (平成21年度実施予定) ・これまでと同様に「課長の仕事」の作成を踏まえて、「各部局長の仕事と目標」を作成・公表し、中間確認、最終確認を実施する。 ・個々の職員のモチベーションを向上させ、能力を最大限に引き出すために、「課長の仕事」の作成にあたっては、「所属長は、個々の課員と面談等を極力実施したうえで作成するように」と要請する。

5	57	柔軟でスリムな組織体制の整備 【関連36、51、56、64】	企画財政部行政改革推進課	部・課等の大々り化(注13)やフラット化を導入するなど簡素で効率的な組織体制について検討し、整備します。	定員適正化計画に基づき職員総数が減少していく中でも、効率的で市民サービスの維持向上が図れる行財政運営が展開できる。	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	<p>(平成17年度) ・総合計画の6つの重点プロジェクトを推進するための、「子ども」や「安全安心」をキーワードとした先進団体の事例や、定員適正化計画に基づく職員総数の削減に対応していくために先進団体のフラット化の事例を研究した。</p> <p>(平成18年度) ・『総合計画の施策体系に沿った組織の構築』と『事務事業を簡素かつ効率的に執行するための組織の構築』 きめ細かな市民サービスを提供するため施策の推進を図る窓口・事業実施部門を充実させることとした。 企画・財政・総務の内部管理部門をスリム化することにより効率的な行財政運営を推進するための推進体制の強化を図った。 『総合計画の施策体系に沿った組織』 【主な改編】 「子どもの未来を育むまちづくり」 子ども家庭部を創設 「安心安全のまちづくり」 市民生活部安心安全課の創設 『事務事業を簡素かつ効率的に執行するための組織』 【主な改編】 ・企画財政部の創設 ・総務部へ税部門を編入 ・財政部の廃止 (平成19年度) ・健康保険法の一部改正により「特定健診・特定保健指導」、「後期高齢者医療制度」が施行されるため、総合計画の施策体系に沿った組織の一部改正を予定している。</p> <p>(平成20年度・平成21年4月1日からの主な改編) ・生涯学習部の図書館と博物館を統合し、「図書・博物館」を創設 ・水道局の庶務課と業務課を統合し、「経營業務課」を創設 ・総務部市民税課諸税係を廃止し、市民税係と統合 ・土木部下水道業務課の普及係、管理係を統合し、管理普及係を設置</p>	100%	達成	<p>(課題) ・今後は歳入の増加や職員の増員を見込めないことから、限られた人員で効率的に効果をもたらす組織体系の整備が求められる。</p> <p>(平成21年度実施予定) ・平成22年4月1日の組織改編では、簡素で効率的な組織体制を検討する。</p>
5	58	部局を超えた横断的な会議の充実・プロジェクトチームの設置	企画財政部行政改革推進課	部局を超えた課題に弾力的かつ迅速に対応するため、横断的な会議を充実させるとともに時限的な専任のプロジェクトチームを設置します。	定員適正化計画に基づき職員総数が減少していく中でも、効率的な行財政運営が展開できる。	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	<p>(平成17年度) ・平成17年度中に庁内分権推進プログラムを作成予定であったが、スタッフ制の導入時期や方法、ABCの活用方法等の整理が必要なため、検討段階に留まった。</p> <p>(平成18年度) ・行政評価スケジュールの一環として施策毎に開催する評価会議において、施策毎に関係部課長による施策評価会議を開催し、課題や方向性を明確にするなど、部局を超えた横断的な協議を行った。</p> <p>・健康都市宣言に合わせ、「健康づくりプロジェクト」を推進し、市民の健康づくりの支援体制と医療制度改革の課題に対応するため、健康都市庁内推進会議を設置した。 ・特定健診・特定保健指導及び後期高齢者医療制度改革に係る庁内体制及び関係機関協議を行うため、市民生活部、健康福祉部の関係各課によるプロジェクトを設置した。</p> <p>(平成19年度) ・市民生活部、健康福祉部の関係各課によるプロジェクトにより特定健診・特定保健指導及び後期高齢者医療制度改革に係る庁内体制及び関係機関協議を行った。</p> <p>(平成20年度) ・部局を超えた庁内プロジェクトは設置しなかったが、定額給付金支給にあたっては、産業振興・経済活性化の観点と子育て支援の観点から、新たに「定額給付金室」を時限的に産業振興部商工課内に設置した。</p>	100%	達成	<p>(課題) ・部局を超えた課題に対しては、迅速に解決することが求められる。</p> <p>(平成21年度実施予定) 社会情勢等により新たな課題が発生した場合、必要に応じてプロジェクトを編成し、迅速に対応したい。</p>
5	59	消防の広域化	消防本部消防総務課	本市及び近隣市による新たな広域消防機関の構築について検討し、推進します。	消防署の管轄区域等の適正化による現場到着時間の短縮や、本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強等、消防力の強化による住民サービスの向上や、消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待できる。	---	---	---	検討	検討実施	<p>(平成20年度) 平成20年5月22日に、各市消防本部(局)松戸市・柏市・野田市・我孫子市・流山市において第1回消防の広域化に関する意見交換会が開催された。</p>	25%	引き続き推進	<p>(課題) 各市の広域化に対する考え方や思惑が異なっていたことから、方策の策定を巡る以前に組み合わせ5市の意見調整を図って行かなければならない状況に至っている。</p> <p>(平成21年度実施予定) 柏市を中心とし、広域化に係る各消防本部(局)のデータ収集を行っていく予定である。</p>
5	60	(仮称)市税等徴収対策室の設置 【関連18、19、20】	企画財政部行政改革推進課	市税や国保料、介護保険料のほか、市営住宅使用料や保育料等について、自主納付の促進と徴収体制の強化を図るため、市税等の滞納繰越分に係る大口債権等の徴収を一元的に取り扱う(仮称)市税等徴収対策室の設置について検討し設置します。	税の公平性を保つとともに歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	---	---	---	検討	検討実施	<p>(平成20年度) 担当課「(仮称)特別徴収対策課」の設置に向けて、先進地の導入例について調査を行った。 (船橋市「納税課債権回収対策班」、浜松市「財務部債権回収対策課」)</p>	50%	引き続き推進	<p>(課題) ・新組織の組織に当たって、債権の移管条件、名寄せシステムの確立、経験者の人員配置などの整備が求められる。</p> <p>(平成21年度実施予定) ・これまでの調査結果の検証を基に、平成22年4月1日設置に向け、政策調整会議を開催し、組織部会で検討を重ねる。</p>

5	61	審議会の整理統廃合	企画財政部 行政改革推進課	審議会等について設置目的、開催状況を精査し、整理統廃合を行い、審議会機能を充実強化させます。	総合計画の施策単位で審議会を整理統廃合することにより、施策の目的を、より重視した審議が展開できる。	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	<p>(平成17年度) 水防協議会を防災会議に統合し、石けん利用推進対策審議会、交通新線推進対策懇話会を廃止した。</p> <p>(平成18年度) 役割が終了した審議会等は、条例等を改正し、積極的に統廃合を行うよう行財政改革実施本部長より通知した。具体的には、「流山市中小企業資金融資運営委員会」と「流山市新規大型店入店利子補給金交付審査会」を統合し、「流山市新規大型店入店利子補給金交付審査会」を廃止(平成19年4月1日)した。</p> <p>(平成19年度) 審議会等の整理統合の観点から見直しを行い、関連する「社会教育委員会議」、「公民館運営審議会」、「流山市図書館協議会」、「流山市博物館協議会」を廃止し、「生涯学習審議会」に改める条例改正を行った。</p> <p>H17.4 45機関、H19.3 41機関(廃止8、新規・統廃合4)</p> <p>(平成20年度) 整理統合の検討対象となる審議会はなかった。</p>	75%	引き続き 推進	<p>(課題) 審議会等についての設置目的、開催状況を精査し、かつ社会情勢等を十分考慮することで、時代に適応した審議会機能を発揮できる体制とする必要がある。現在42機関(うち休止1機関)が組織されているが、今後についても整理統廃合の実施による、スリムな審議会運営の体制づくりが課題である。</p> <p>(平成21年度実施予定) ・統廃合の必要があれば「流山市付属機関に関する条例」等関係条例を改正する。 ・委員の選任・改正を予定している付属機関は積極的に公募委員の採用を検討する。</p>
5	62	政策課題検討グループの設置	企画財政部 行政改革推進課	従来からある自主研究グループ制度の見直しも含め、政策課題を検討する自主的なグループを編成するなど、中堅・若手職員の参加を募り、柔軟な発想を市政に活かすため、職員参加システムについて検討し、導入します。	政策課題の検討活動を通じて人材育成や若手・中堅職員の柔軟で積極的な意見を市政への反映させることができる。	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	<p>(平成17年度) ・若手・中堅職員12名によりプロジェクトチームREを発足し、72改革項目のうち「接遇向上や市民の声を活かす仕組みの導入」、「転入者相談機能の充実」について研究し、3月の行革実施本部で発表した。窓口アンケート・庁内案内パンフレット・フィロアマネジャーの設置について実施予定。</p> <p>(平成18年度) ・プロジェクトチームの研究テーマは「市民にわかりやすい庁内案内板等の設置」とした。</p> <p>(平成19年4月1日から案内板等の掲示を変更) (主な内容) ・各庁舎(第1庁舎～第3庁舎)を、異なる色で表示する。 ・課の表示は、課名だけではなく、可能な範囲で業務内容も表示する。 ・番号表示を用い各課の配置をわかりやすくする。</p> <p>(平成19年度) ・若手・中堅職員16名によりプロジェクトチームを発足させ、「職員提案制度」、「有料広告提案」についての研究、報告をいただいた。 また、「新行財政改革実行プラン」の追加や変更項目等について提案した。</p> <p>(平成20年度) ・若手・中堅職員13名によりプロジェクトチームを発足し、「市民参加による流山PR研究」、「繁忙期における窓口対策」についての研究、報告を受けた。</p>	100%	達成	<p>(課題) ・現行の「新行財政改革実行プラン」が、平成21年度をもって終了することから、新たな「行財政改革実行プラン」の策定」をテーマとしたプロジェクトチームの活動が必要となる。</p> <p>(平成21年度実施予定) ・プロジェクトチームのメンバーを募集する。 ・行財政改革審議会との共同検討作業を行う。(行財政改革審議会へ「新たな新行財政改革実行プランの策定について」を諮問するため) ・プロジェクトチームの研究結果を行財政改革実施本部で発表する。</p>
5	63	職員提案制度の拡充	企画財政部 行政改革推進課	職員が行財政運営の推進・改善等について気が付いたことなどを提案する職員提案制度について活性化を図ります。	職員の意識高揚や事務事業の効率化、更には、市民サービスの向上に寄与することを目的とする。	---	---	---	検討 実施	検討 実施	<p>(平成20年度) ・流山市職員提案制度実施要領を改正し、提案審査委員会の下部組織として簡易提案審査委員会を発足し、スピーディな実施に向けてのシステムを構築した。 ・これまでの提案内容について、グループウェア内の電子書庫に保存し、随時閲覧可能な状態にした。 ・庁内LAN(グループウェア)に職員提案のメニューを追加設定し、応募機会の拡充を行ったことにより、平成20年度の応募件数は、43件となった。</p>	100%	達成	<p>(課題) 応募機会の拡充は達成されたが、提案内容・視点のレベルにバラツキが生じる傾向にあるため、応募にあたっての視点やテーマを明確にしたうえで、職員提案の募集を行う必要がある。</p> <p>(平成21年度実施予定) ・自由テーマで募集していたものを4月初旬に集計し、簡易提案審査委員会、提案審査委員会の審査を実施する。 ・随時テーマを設定し、募集を行う。</p>
5	64	定員管理の適正化 【関連51、57】	企画財政部 行政改革推進課	官民の役割分担を明確にして、定員適正化計画とアウトソーシング計画に基づき、市民によるサポート、民間活力を利用した場合の、適正職員数への移行と効率的な配置に努めます。	定員適正化計画に基づく職員総数の削減は、人件費の削減だけではなく、市民との協働を実現するための業務量を生み出す手法と考えている。	検討 実施	実施	実施	実施	実施	<p>(平成17年度) ・定員適正化計画の計画期間を平成22年4月1日まで延長し、「安心安全のまちづくり」を推進するために、市民の生命に直接関わる業務である消防職に関しては、一般職などの1割補充とは別枠で、退職者数と同数を補充することとした。これにより、平成22年4月1日までに職員総数を140名削減する。</p> <p>(平成18年度) ・定員適正化計画は、計画上の退職者数と実際の退職者の実数を勘案し、改正の方向性を検討した。</p> <p>(平成19年度) ・平成22年4月1日を目標とした定員適正化計画の職員数について、計画の中間年度であることから再検討を行った結果、計画人員に対しては若干上回っているものの残りの計画期間で修正可能であることから、計画自体の見直しはしないと決定した。</p> <p>(平成20年度) ・アウトソーシング計画と定員適正化計画の整合性を計りながら組織改編を行い、職員削減を実践した。 ・平成20年4月1日現在の職員数は、1,049名であり、前年に比較し15名減少したものの計画人員に対しては、22名上回っている。 ・定員適正化計画との乖離については、消防南分署及び東分署の格上げによる増隊分として10名を採用したことや、福祉部門の増強等、下期5カ年計画の重点プロジェクトである「安心安全のまちづくり」「健康・いきいきまちづくり」に対応したことによるもの。</p>	75%	引き続き 推進	<p>(課題) 現行の定員適正化計画は、平成22年4月1日で終了するため、将来人口推計、後期基本計画、職員の年齢構成を踏まえ、新たな定員適正化計画の策定が必要となる。</p> <p>(平成21年度実施予定) 新たな定員適正化計画を策定する。</p>

6	65	土日祝祭日、夜間における特設窓口の開設 【関連66】	企画財政部 企画政策課	費用対効果を考慮したうえで、土日祝祭日、夜間における特設窓口の開設について検討し、実施します。	土曜日及び平日の夜間に窓口を開設することにより、市民サービスの向上を目指す。	検討	実施 開設	実施	実施	実施	(平成17年度) 「おおたかの森」駅前ショッピングセンター内にある公共施設スペースの活用方法で、市民課の出張所の設置を前提に協議し、立地条件等を考え、土曜日及び平日の夜間の開設を実施することを決定。 (平成18年度) おおたかの森駅前出張所の開設について、住民説明会を開催、19年3月おおたかの森駅前出張所オープン (平成19年度) おおたかの森出張所の開所時間については、4月から月～金曜は、8時30分～19時、土曜は、8時30分～17時の開所 (平成20年度) ・おおたかの森出張所の利用者の状況をみながら、サービス拡充について検討した。	75%	引き続き 推進	(課題) ・引き続きおおたかの森出張所の利用者の状況等を把握し、利用者の声を聞き、利用時間や、職員勤務体制について検討する必要がある。 (平成21年度実施予定) ・引き続きおおたかの森出張所の利用者の状況等を把握し、利用者の声を聞き、利用時間や職員勤務体制について検討する。
6	66	出張所等におけるサービス機能の充実 【関連65】	市民生活部 市民課	出張所の統廃合を検討するとともに出張所の機能充実について検討し、実施します。	出張所の統廃合や出張所で提供できるサービスを充実させることにより、経費の軽減や事務の効率化とともに、市民サービスの向上に結びつく。	検討	検討	実施	実施	実施	(平成17年度) ・江戸川台・新川出張所を廃止し、新たに江戸川台駅前出張所を開設。同時に、全出張所において税証明書の発行を開始。 (平成18年度) ・初石・八木出張所を廃止し、新たにおおたかの森出張所を開設。 (平成19年度) ・おおたかの森出張所において税収納を開始するとともに、平日は午後7時まで業務時間を延長し、土曜日にも業務を開始。また、平成20年度からは、全出張所において、これまで本庁でしか受付けていなかった国民健康保険の高額療養費申請の取次ぎ業務の開始を予定。 (平成20年度) ・老朽化している東部出張所の建替等の検討の一助として、向小金地域における住民票等の取得状況を把握するため、向小金福祉会館において住民票等の写しが取得できる電話予約サービスを7月1日から開始した。(住民票34件・印鑑証明26件・戸籍謄抄本5件) ・東部出張所の建替について関係各課と今後の方向性等の協議を実施した。(10月・3月) ・戸籍事務の電算化に伴い、迅速な証明発行や処理日数の短縮が図られた。また、おおたかの森出張所においては平日の夜7時までと土曜日の午後5時までの開所時における証明書の発行が行えるようになった。 ・全出張所において、これまで本庁でしか受付けていなかった国民健康保険の高額療養費申請の取次ぎ業務を開始した。	75%	引き続き 推進	(課題) ・老朽化している東部出張所については、建替等について引き続き検討し、今後、地元協議・用地確保や出張所で提供できるサービス内容について協議していきたい。 (平成21年度実施予定) ・関係各課と建替等について引き続き協議を行う。 ・地域住民の利便性について引き続き調査検討を行う。 ・提供できるサービス内容について検討を行う。
6	67	転入者相談機能の充実	企画財政部 行政改革推進課	転入に際し、住民登録、国民健康保険、乳幼児医療などの相談を受け付ける窓口の設置について検討し、実施します。	相談窓口の設置については、多大な投資額が必要になることを、改めて確認したため、当該テーマについては、当面、現行の体制で充実に努めることとする。	検討	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・若手・中堅職員12名によりプロジェクトチームREを発足し、庁内案内板・案内図の工夫、フロアマネージャーの設置、レイアウト、申請書等の見直し、外国人サポーターの設置について研究した。 (平成18年度) ・行財政改革実施本部において、各窓口における年間の申請数や各種電算機器の拡張に要する経費等のデータにより、転入の際に必要な各種手続きに要する費用対効果を検証したところ、学校部門や福祉部門などの必要なデータを検索するためには電算機能を充実させなければならない。 福祉部門などは制度が複雑化しており再雇用や臨時職員では適切な対応が図れない。など、転入者の利便性を向上させるためには、多大な投資額が必要になることを、改めて確認した。 そこで、当該テーマについては、当面、現行の体制での充実に努めることとする。 (平成19年度) ・平成18年度の行財政改革実施本部において、転入者相談機能の充実について検討した結果、現行の体制での充実に努めるとされたことから、具体的な検討は実施していない。 (平成20年度) 行革プロジェクトチームで「繁忙期における窓口対策」を研究テーマとし、3月～5月にかけての転入者が増加する期間の対応策の検討を行った。 専用窓口を設けるのではなく、スムーズな手続きを行うためのチェックシートの導入や市民課窓口を用途別に設置するといった研究について発表を受けた。	50%	引き続き 推進	(課題) 総合窓口の設置については、スペース、機器、スタッフの確保といった導入に向けてかなり大きな障害があるため、総合窓口の設置以外で来庁者の移動負担軽減、待たされ感の軽減を図る必要がある。 (平成21年度実施予定) 20年度の行革プロジェクトの研究内容を受けて、市民課窓口において、転入者用チェックシートを作成し、試行する。

6	68	接遇向上や市民の声を活かす仕組みの導入	企画財政部 行政改革推進課	窓口サービスや業務に関する市民の声やクレームを市政に反映する新たな制度について検討し、導入します。	窓口アンケート、市民からの意見・要望の蓄積については、早期に実施し、市民の生の声を窓口業務に活かす準備が整った。	検討	実施 (アンケート実施)	実施 (充実)	実施 (充実)	実施 (充実)	(平成17年度) ・窓口アンケートの手法について若手プロジェクトチームの提案を取り入れ検討。 (平成18年度) ・平成19年2月15日から同年2月28日の間、第1回窓口サービスアンケートを実施した。アンケート結果については、ホームページや広報紙等で公表するとともに、職員に対しても結果を通知し、窓口サービスの更なる向上に努めるよう要請した。(回収箱8箇所、回答総数102人) (平成19年度) ・平成20年2月15日から同年2月29日の間、第2回窓口サービスアンケートを実施した。アンケート結果については、ホームページや広報紙等で公表するとともに、職員に対しても結果を通知し、窓口サービスの更なる向上に努めるよう要請した。(回収箱8箇所、回答総数131人)	100%	達成	(課題) 全てのアンケート項目について、半分以上の方から「大変満足(5点)」、「満足(4点)」という回答があった。自由意見では「以前に比べて対応が良くなった」、「相談に適切に親切に答えてくれた」、「とても感じ良くわかりやすく対応してくれた」といった褒め言葉が多くあった。一方で、「窓口の案内表示がわかりにくい」、「冷たい印象を受ける」、「申請書の書き方が難しい」といった指摘もあったので、窓口サービスの更なる向上が課題である。 (平成21年度実施予定) 市民の視点に立った利便性や質の高いサービスを目指すために今後も窓口サービスアンケートを実施し、寄せられた貴重な意見は、全職員に周知し、改革・改善に反映させるなど、窓口サービスの向上に活用する。
6	69	業務マニュアルの充実	企画財政部 行政改革推進課	主要な業務について業務の流れ、緊急時の対応などを記載した業務マニュアルを適宜更新管理します。	法律や制度等の改正や多種多様な対応ケースを踏まえて業務マニュアルを整理することで、市民のニーズに迅速に対応が可能となる。	---	---	---	検討 実施	実施	(平成20年度) ・職務マニュアル作成基礎研修を実施した。 (1月19日、22日、27日開催、対象者128人)【人事課】	75%	引き続き 推進	(課題) ・法令等の改変や市民サービスの向上を図るため、マニュアルの更新・見直しを定期的に行う必要がある。 ・各業務ごとの既存のマニュアルの状況について把握する必要がある。 (平成21年度実施予定) ・会議マニュアルを刷新し、周知する。 ・マニュアル作成が必要と判断される業務については作成するよう全庁的に通知する。
6	70	市民の視点に立った庁舎レイアウトの見直し	企画財政部 行政改革推進課、管財課	高齢者や障害者にとっても使いやすく、プライバシーに配慮した窓口や相談室などのレイアウトについて検討見直します。	来庁者の利便性を向上させることができる。	---	---	---	検討 実施	実施	(平成20年度) ・新庁舎建設にあたり、高齢者や障害者が利用しやすく、プライバシーに配慮した窓口や相談室などの設置、そして平成18年度行財政改革プロジェクトチームの研究成果を設計に反映させた。	75%	引き続き 推進	(課題) ・健常者はもちろん、高齢者や障害者にとっても利用しやすいように窓口の形態、相談室の設置、課の配置等、総合的なフロアレイアウトの見直しを行い、改善する必要がある。 (平成21年度実施予定) ・平成20年度の行革プロジェクトチームの研究内容にあった市民課の受付窓口形態の改善について平成22年春実施にむけて市民課と調整を行う。
6	71	受付業務の充実	企画財政部 秘書広報課	市民サービスの向上のため、ロビーで積極的に市民に用件を伺うなどのアプローチをする担当を配置します。	来庁者の利便性を向上させることができる。	---	---	---	検討 実施	実施	(平成20年度) ・積極的な受付案内ができるよう、ロビーにおける立ち案内への移行のため3月から受付担当を増員し、平成21年4月から立ち案内による受付業務を実施することができた。	75%	引き続き 推進	(課題) ・新第2庁舎完成後は受付カウンターが分かれることから、現在の立ち案内を新第2庁舎においても実施するためには更なる増員が必要となる。 (平成21年度実施予定) 受付担当は臨時職員で対応しているため、長期雇用者の入れ替えに伴う新規採用者の研修育成を行う。
6	72	ホームページの多機能化 【関連74、75】	企画財政部 行政改革推進課	市民ニーズの多様化に対応したきめ細かな情報提供や市民と行政で双方向となるような場を目指すなど多機能化を図ります。	市民が必要とする情報をすばやく提供できる体制が整った。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・ホームページの構成を全面的に改めたほか、Q&Aコーナーを設け、市に直接問い合わせをしなくても済むような仕組みを作った。 (平成18年度) ・図書館の蔵書検索・貸出サービスがインターネットで出来るようになったことから、市のホームページからのリンクできるようにし、利便性の向上を図った。 (平成19年度) ・ホームページに市の事業に対するパブリックコメントの募集を掲載し、電子メールによる意見募集を行なった。 (平成20年度) ・ホームページに、つくばエクスプレス開業に伴う開発や立地条件等についてのアンケートを企業対象に行い、意見・要望等を募った。	75%	引き続き 推進	(課題) 誰でもホームページをストレスなく閲覧できること(アクセシビリティ)や全体的なデザインの検討が必要である。 (平成21年度実施予定) ・市民から意見・要望を受け取る「お問い合わせ」フォームを整備し、メールの発信人が市へ提出されたことを確認できるようにする。 ・トップページについて、カテゴリ配置、デザイン等のリニューアルを行う。
6	73	流山市情報化推進計画の推進	企画財政部 行政改革推進課	流山市情報化推進計画に沿って本市の情報化関連施策の計画的・総合的な推進を図ります。	個人情報の保護とセキュリティ対策に万全を期した、ITによる行政サービスの高度化や利便性の向上が図れる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・平成17年3月に策定されたが、平成17年度は、その後計画が見直されたかの調査を行った。 (平成18年度) ・平成19年度予算案と計画との整合性を確認した。 (平成19年度) ・平成20年度予算案と計画との整合性を確認した。 (平成20年度) ・平成21年度予算案と計画との整合及び、各課で平成23年度まで予定している情報化推進の計画を調査した。	75%	引き続き 推進	(課題) 本市では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を利用し、平成22年度以降の事業を前倒して実施したことから、現情報化推進計画との乖離が生じたため、修正が必要である。 (平成21年度実施予定) 再度、平成25年度までの情報化計画を調査検討する。

6	74	施設予約システムの見直し 【関連72】	企画財政部 行政改革推進課	平成16年度に導入した施設予約システムについて、運用改善等、より使いやすいシステムに向けた見直しを行ないます。	当日の空き状況がインターネットで閲覧可能になったことから、利用者は現地へ出向くことなく状況を把握できる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・施設管理者と協議しながら、システム管理者権限でできる範囲での修正行なった。 (平成18年度) ・指定管理者、施設管理者と協議しながら、システム管理者権限でできる範囲での修正を行なった。 (平成19年度) ・施設利用者の利便性を考慮した運用面での改正が行なわれたことから、それに合わせたシステム修正を行なった。 (平成20年度) ・公共施設の有料化に伴い、施設の料金体系の変更や利用料の減免等の変更が行われたことから、それに合わせてシステム修正を行なった。	75%	引き続き 推進	(課題) 現システムは、平成16年10月から導入し5年が経過することから、システムのリニューアルを検討する。 (平成21年度実施予定) 平成22年度に実施を予定している「公共施設予約システム」のリニューアルに伴い、利用者アンケートを実施し、システムについての意見を聴取する。
6	75	窓口事務の電子化および電子申請の推進 【関連72】	企画財政部 行政改革推進課	各種届の電子化を図るなど、市民が利用しやすいシステムについて検討し、実施します。	庁内における電子文書管理システム、電子決裁システムを並行して導入することにより、市民が利用しやすい電子申請が実現する。	検討	検討	検討	実施	実施	(平成17年度) ・千葉県電子自治体運営協議会において、電子調達、電子申請の県下市町村の共同運用に向けた検討で中心的な役割を果たした。 (平成18年度) ・平成17年度に続き、千葉県電子自治体運営協議会において、電子申請実施に向け活動を行なった。 (平成19年度) ・平成20年度からの電子申請の実施に向け、条例・規則などの整備を行なった。 (平成20年度) ・本市においても、8月1日から電子申請の運用を開始し、各種申請や届出のうち52種類の行政手続きについて、電子申請が可能となった。	50%	引き続き 推進	(課題) 公的個人認証を必要とする申請等は、利用者がソフトウェアを購入しなければならず、利用数が伸びない要因となっている。 (平成21年度実施予定) 電子申請を、より利用しやすくするために「代金引換サービス」の実施を検討する。
6	76	図書館情報の電子化	生涯学習部 図書博物館	図書館の蔵書内容をインターネットで公開し、検索や予約が出来るシステムについて検討し、導入します。	市民がインターネットや携帯電話での図書館の蔵書検索や貸出予約等が可能となり、図書館情報化サービスの充実が図れる。	検討	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・平成18年10月から、市民がインターネットを利用して本市図書館の蔵書検索や貸出予約が可能となるように、図書館新電算システムの仕様を整理した。 (平成18年度) ・図書館新電算システムの稼動に要する契約の締結及び導入準備等を進め、市民がインターネットを利用して自宅等のパソコンや携帯電話から蔵書検索や貸出予約ができるサービスを開始した。 (平成19年度) ・千葉県立図書館の横断検索に接続したことにより、利用者が流山市を含む千葉県の公立図書館全体から蔵書検索が同時にできる利便性の向上が図られた。 ・市民が直接目にするのでできない森の図書館地下の全館共同書庫(収容能力10万冊)資料のみをインターネット検索できる機能を付加したことにより、長年に渡る出版流通の中から本市が収集した貴重な資料の活用が期待できる。 (平成20年度) ・図書の内容の概要情報を付加するプログラムを作成したことにより、平成20年4月以降に購入した図書の内容からの蔵書検索の提供が可能となり、図書館情報提供サービス事業の一層の充実を図った。	75%	引き続き 推進	(課題) ・より良い情報を提供するため、資料のデータ情報量の充実と情報アクセス性の向上等の付加価値を高めていく必要がある。 (平成21年度実施予定) ・市民に役立つ図書館情報サービスの向上に努めるとともに、より使いやすいシステムの研究、検討を行う。
6	77	情報セキュリティ(注14)対策の拡充	企画財政部 行政改革推進課	行政情報の保護を目的に情報システム監査について検討し、実施します。	情報システム監査により、各部署で問題点が把握でき、それを解決するためにはどのようにすればいいかを検証し、改善することができる。	検討	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・(財)地方自治情報センターから講師を招聘し、10月に全職員を対象に情報セキュリティに関する講演を行なった。 (平成18年度) ・平成19年1月から約2か月かけて第三者によるセキュリティ外部監査を行なった。また、(財)地方自治情報センターによる本市ネットワークへの侵入テストも行った。 (平成19年度) ・外部監査で指摘を受けた事項について検証を行い、対応できる項目について対応した。 (平成20年度) ・外部監査で指摘を受けた事項のうち、流山市情報セキュリティポリシー及び各種要領に関わる事項について、見直しを行った。また、職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施した。	75%	引き続き 推進	(課題) 地方公共団体など公的機関の情報セキュリティに関する事故が増加していることから、情報セキュリティレベルや職員のスキルをより高めていくことが必要である。 (平成21年度実施予定) 臨時職員を対象とした「情報セキュリティ研修」を実施する。